

新市基本計画

自然と調和し、潤いと活力にみちた
やすらぎと交流の郷

～太古のロマンに抱かれ、夢をはぐくむまちづくり～



平成 19 年 3 月

平成 30 年 3 月一部改正
令和 4 年 12 月一部改正

目 次

第1章 序論	1
1-1 合併の必要性	1
1-2 期待される合併の効果	3
1-3 計画策定の方針	5
第2章 新市の現況と課題	7
2-1 新市の現況	7
2-2 新市のまちづくりの課題	11
第3章 主要指標の見通し	13
3-1 人口	13
3-2 世帯数	13
3-3 年齢別人口	13
第4章 新市まちづくりの基本方針	16
4-1 基本理念（将来像）	16
4-2 基本目標	16
4-3 基本方針	17
4-4 重点プロジェクト	19
4-5 地域整備方針	26
第5章 新市まちづくりの主要施策	29
5-1 主要施策、主要事業	30
第6章 公共施設の適正配置	47
第7章 財政計画	48
参 考 用語解説	51

第1章 序論

1-1 合併の必要性

現在の市町村体制は、昭和 30 年前後の昭和の大合併といわれる際に決まったもので、ほぼ 50 年間そのまま維持されています。

しかしながら、21 世紀を迎えた今、地方分権時代の本格的な到来や、国、地方を通じた財政状況の悪化など、私たちを取り巻く社会、経済環境は大きく変化しています。

こうした中で、市町村合併が必要とされている社会的、経済的背景は、次のとおり整理されます。

1) 行政の広域的対応の必要性

都市化の進展や高速道路整備などに伴って、人々の日常生活における活動圏は広がっています。これによって、より広範囲の市町村の施設が利用可能となるため、施設の広域的利用や施設建設の広域的調整など、新たな行政ニーズが発生することが予想されます。交通手段の発達により、新市の日常生活圏が広域化し、従来の 1 市 2 町の区域を越えて、人・モノ・情報の交流が進んでいきます。

また、情報・通信手段の発達に伴う情報化社会の進展は、これまでの 1 市 2 町における行政の広域的展開を容易にします。

一方、介護保険や福祉医療、環境対策など、もはや単独の市町では対応しきれない新しい行政課題も増加しています。これらの広域行政の需要に適切に対応していくための解決策の一つとして、広域的視点のまちづくりが求められています。

2) 地方分権の推進

平成 12 年 4 月に「地方分権推進一括法」が施行され、今後は市町村への権限委譲が進み、地方自治体の役割と責任は大きくなります。地方財政が逼迫する中、「自ら考え、自ら行う」ことが要求される地方分権時代では、住民に身近な自治体である市町村の行財政の効率化を進めつつ、行政能力の向上を図る必要があります。

1 市 2 町の「自主的な判断と責任」のもと、自らの創意と工夫により地域の課題を解決し、多様化・高度化する住民ニーズに対応できる力、すなわち人材や行財政基盤を確立していくことが必要となっています。

3) 少子高齢化の進行

我が国においては、0 歳から 14 歳までの年少人口は年々減少し、平成 17 年 13.7%だった人口割合が、平成 48 年に 11.0%にまで減少することが予想されます。また、65 歳以上の老年人口の割合は年々高まり、平成 17 年に 20.1%であったものが、平成 45 年頃に 30%台に達すると予想されています。

1市2町においても、平成17年の国勢調査では、年少人口の割合は12.3%（国：13.7%、山口県：13.2%）、高齢人口の割合は31.4%（国：20.1%、山口県：25.0%）であり、国、県を上回る速さで少子高齢化が進行しています。

このため、合併により行財政基盤の強化を図り、福祉、医療など安定した行政サービスが提供できるよう体制の整備を進める必要があります。

4) 国・地方における厳しい財政状況

高齢社会への対応など増大する行政需要に対して懸念されている課題の一つに、厳しい国・地方を通じた財政状況があります。例示すれば、平成18年度末の国・地方を合わせた債務残高は約775兆円（対GDP比150.8%）に達する見込みになっています。

このため1市2町は多様化する行政需要に適切に対応し、より安定した行財政基盤を確立することが求められます。合併は、このための体力強化を実現する有効な方策といえます。

自主的な市町村合併の推進を目的とした「市町村の合併の特例等に関する法律」（新市町村合併特例法）は、平成16年5月に成立しました。旧法における特例措置は基本的に存置し、合併特例債については廃止となりましたが、1市2町においても、新法に基づく合併支援措置を有効に活用する必要があります。

1-2 期待される合併の効果

1市2町の合併は、単に山積された問題を解決するための手段というだけでなく、新たなまちづくりのスタートとして、きめ細かな公共サービスの提供や新市の新たな魅力を創設するという積極的な面を捉える必要があり、より高い次元へステップアップするという点に注目すべきものと考えられます。

新市には、カルスト台地「秋吉台」をはじめとした豊かな自然環境や商工業が発展した地域や豊かな農業地域など、産業面でも多様な顔を持っており、高速道路や主要幹線道路網・JR線などの交通体系を考慮すれば、さらに飛躍する可能性があります。

期待される合併の効果は、次のとおり整理できますが、合併による様々な効果が現れることにより、市民の愛郷心や誇り、自信といったものが増幅されることも大きな効果だと思われれます。

1) 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開

広域的視点に立ったまちづくりや土地利用、地域の特性を活かしたゾーニングなど効果的な振興策を行えるほか、地域の課題についても有効な手立てを講じることができます。

- ① より広い視点から土地利用を検討・調整し、広域的な商工業ゾーンや農業ゾーン、観光ゾーンなどの設定ができるため、活気あふれる産業政策の実施が可能になります。
- ② 定住促進事業など現市町が個別に行ってきた事業について広域的視点から適正配置・効果的な取り組みが可能になります。
- ③ 観光資源、自然環境など各市町が持っていた地域資源の密接かつ有機的な結合を図り、観光ネットワークの形成や環境対策など、資源の効果的な活用や総合的な魅力アップを図ることが可能となります。

2) 都市規模の拡大によるイメージアップ

新市の誕生によって、地域の存在感や「格」の向上と地域のイメージアップにつながり、間接的ですが様々な効果をもたらします。

- ① 先進企業の進出や、国・県の大型公共施設の誘致、雇用の拡大、大規模プロジェクトの実現が期待できるようになります。
- ② 地域の総合力が向上し、全体的な成長力を身につけるとともに、苦境を乗り越える力が強くなります。

3) 住民の利便性の向上

日常生活圏の拡大に即した行政区域ができ、十分な公共サービスを提供できる体制が整うため、以下のような点が期待できます。

- ① 現市町域を越えた見直しにより、生活の実態に即した保育所の設置や学区の設定が可能となります。
- ② 利用可能な窓口の増加により、書類の提出や各種手続きが居住地だけでなく、買物

先や勤務地の近くなど多くの場所で可能になります。

- ③ 利用が制限されていた他の市町の公共施設（保健福祉センターなど）が利用しやすくなります。
- ④ 道路、公園、上下水道などの生活基盤の整備を住民の生活スタイルに合わせて、計画的に実施できます。
- ⑤ ボランティア・NPO*や地域住民などによる地域文化活動、コミュニティ活動など地域に密着したきめ細かな行政支援が可能になります。

4) 公共サービスの多様化、高度化

マンパワー*を中心とする行政力のアップ、経費削減効果とスケールメリットによる財政力の強化により、公共サービスが向上します

- ① これまで個々に展開してきた各種のサービスを総括することができ、高度で安定したサービスを提供することが可能になります。
- ② 現市町が単独では、取り組めなかった事業が可能になり、地域の中核となるグレードの高い施設の整備や大規模な投資を必要とするプロジェクトの実施が可能となります。
- ③ 国際化、都市計画、新技術開発支援など、現市町が単独では取り組めなかった新たな分野についてもサービスを提供できるようになります。
- ④ 法律、福祉、まちづくり、情報など専門的な行政職員を配置することが可能となり、専門的できめの細かいサービスが迅速に行えます。
- ⑤ 地域情報化の推進により情報公開や行政への市民参画が推進されます。
- ⑥ これまで現市町ごとにばらつきがあった福祉・保健をはじめとするサービスの水準や住民負担が平準化されます。
- ⑦ 組織機構の見直しによって、時代のニーズに合った職員の適材適所の配置が可能になります。また、研修の円滑な実施も可能となるため、高度な公共サービスが可能になります。

5) 行財政の安定化、効率化

行財政の運営の効率化により、少ない経費でより高い水準のサービスを行うことが可能になります。例えば、以下のようなことが可能になります。

- ① 財政規模が大きくなり、財政基盤の安定化と弾力的運用が図られます。
- ② 総務、企画、財政等の管理部門の一体化により経費の削減ができます。
- ③ 削減した経費を新規サービスや専門分野に割り当てることによりさらに効率的な行政運営が可能になります。
- ④ 「美祢市公共施設等総合管理計画基本方針」（平成 29 年 3 月策定）に基づき公共施設を配置することで、重複投資を避けることができ、効率的な財政運営が可能となります。

1-3 計画策定の方針

市町村合併は、関係住民にとって重大な影響を及ぼすものであることから、新しいまちづくりにおける将来ビジョンを明らかにしていくことが求められています。

新市基本計画は、合併後の新しいまちづくりにおける基本的な計画であり、いわば新市のマスタープランとしての性格を持つものです。

1) 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例等に関する法律」第6条に基づく法定計画として策定するものであり、美祢市・美東町・秋芳町1市2町合併後の新市の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図っていくための基本方針を定めるものです。

新市では、この基本方針に基づいた施策を実践することで、新市の一体性の確立、住民福祉の向上を図ります。

2) 計画の内容

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本理念、基本目標、基本方針を掲げ、目標を実現するための主要施策や重点プロジェクトを中心に構成しています。

3) 計画期間

本計画の期間は、平成20年度から平成34年度までの15年間とします。なお、実施設計には着手しているものの、当該期間内に完了しない事業のうち、最も期間を要するものは、令和8年度の完了を予定しています。このため財政計画については、計画期間を平成20年度から令和8年度までとします。

4) 計画策定の基本的考え方

新市基本計画策定にあたっては、次の事項に配慮したものとします。

(1) 円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図る計画とする

本計画は、美祢市、美東町及び秋芳町の合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランとなるものであり、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図ることを目的とし、合併後の市政推進の基本的指針として位置づけます。

(2) 1市2町の一体性の確立を図る

本計画は、1市2町の旧市町意識を早期に解消し、一体化が図られるよう、新市の円滑な運営を確保するための推進基盤とします。

(3) 住民福祉の向上に配慮

本計画は、新市基本計画の実施を通じて地域全体のレベルアップを実現するとともに、地域全体の生活水準・文化水準を高め、住民福祉の向上に資する計画とします。

(4) 地域の特性に配慮

本計画は、新市の各地域の特性が十分発揮できるような振興整備の方策を明らかにします。

(5) 健全な財政運営に配慮

財政計画については、地方交付税、国及び県の補助金等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう、十分配慮します。

第2章 新市の現況と課題

2-1 新市の現況

1) 位置と地勢

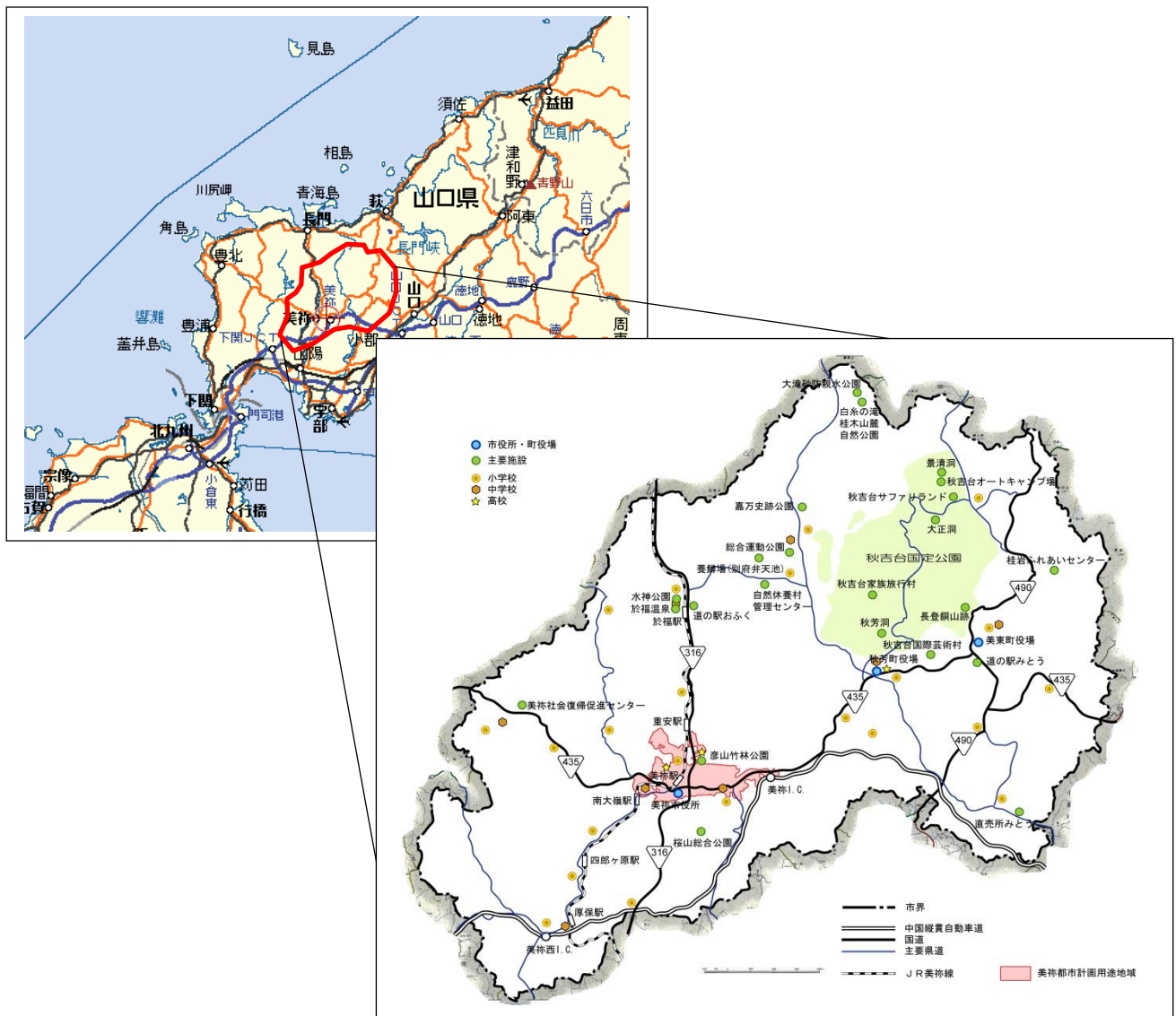
新市は三方を海に囲まれた山口県の西部のほぼ中央にあり、日本最大のカルスト台地「秋吉台」と東洋最大規模の鍾乳洞「秋芳洞^{あきよしどう}」といった優れた自然景観を有し、多様な自然景観に恵まれています。

新市には国道 435 号が東西に横断し、国道 316 号並びに国道 490 号が南北に縦断しており、この3本の国道が道路網の骨格を形成しています。

また、新市の南部には中国縦貫自動車道が整備されており、美祢西インターチェンジ・美祢インターチェンジの2つのインターチェンジがあります。

一方、JR美祢線が新市を縦断しており、南は山陽小野田市、北は長門市につながっています。

図一 新市の位置



2) 気候

四季の区分がはっきりした温帯性を有し、中山間地域であるため、やや寒暖差はあるものの、ほぼ年間を通じて快適な生活を送ることができます。

3) 面積

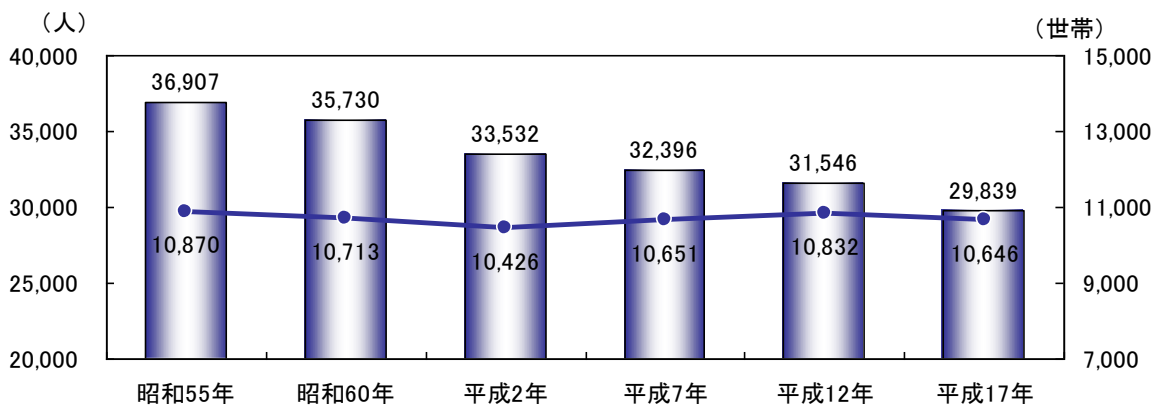
新市の面積は、美祢市の 228.25 km²、美東町の 129.49 km²、秋芳町の 114.97 km²を合わせて、総面積 472.71 km²の新市が誕生します。

4) 人口・世帯等

新市の総人口は昭和 55 年には 36,907 人でしたが、平成 17 年には 29,839 人と継続して減少傾向を示しています。

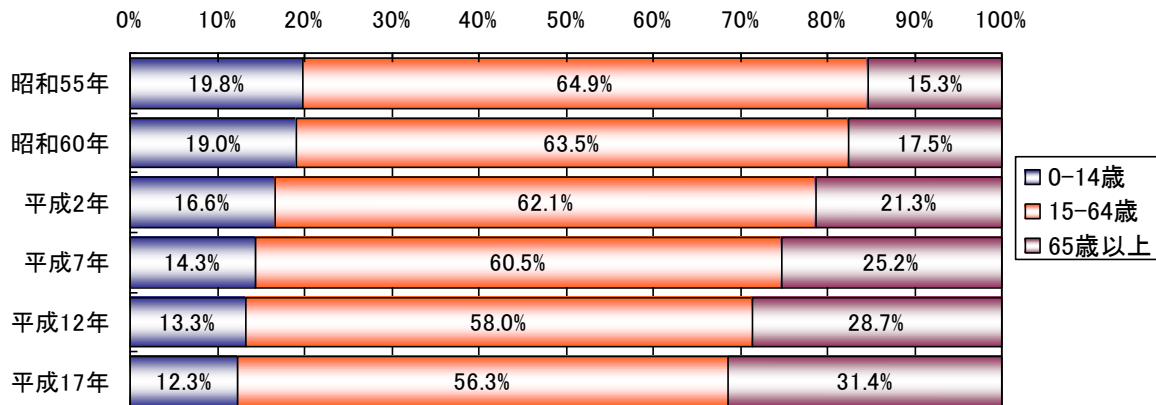
世帯数は昭和 55 年の 10,870 世帯から、平成 2 年の 10,426 世帯へ減少し、その後平成 12 年の 10,832 世帯まで増加しましたが、平成 17 年では 10,646 世帯に減少しています。

図一 新市における総人口・総世帯数の推移



年齢 3 区分割合の推移を見ると、昭和 55 年では老年人口割合（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）を年少人口割合（総人口に占める 15 歳未満人口の割合）が上回っていましたが、平成 2 年に逆転し、平成 17 年では老年人口割合が年少人口割合の 2 倍を大きく上回っています。

図一 新市における年齢 3 区分割合の推移

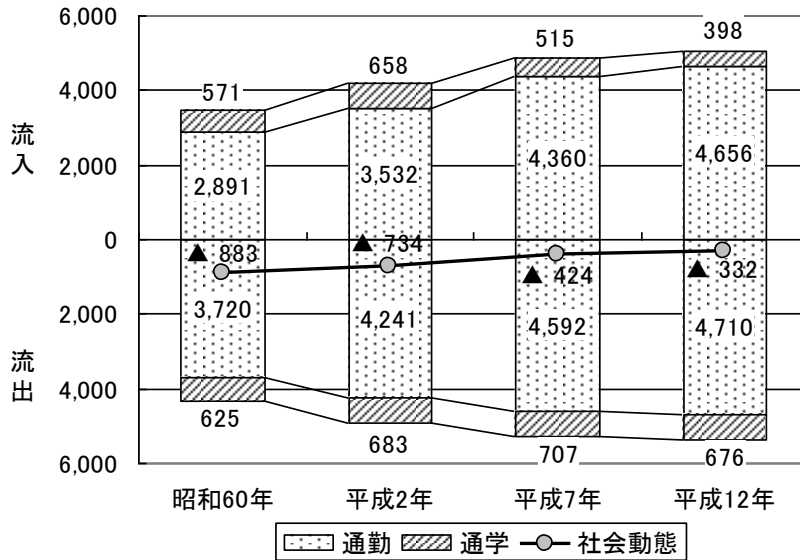


5) 社会動態

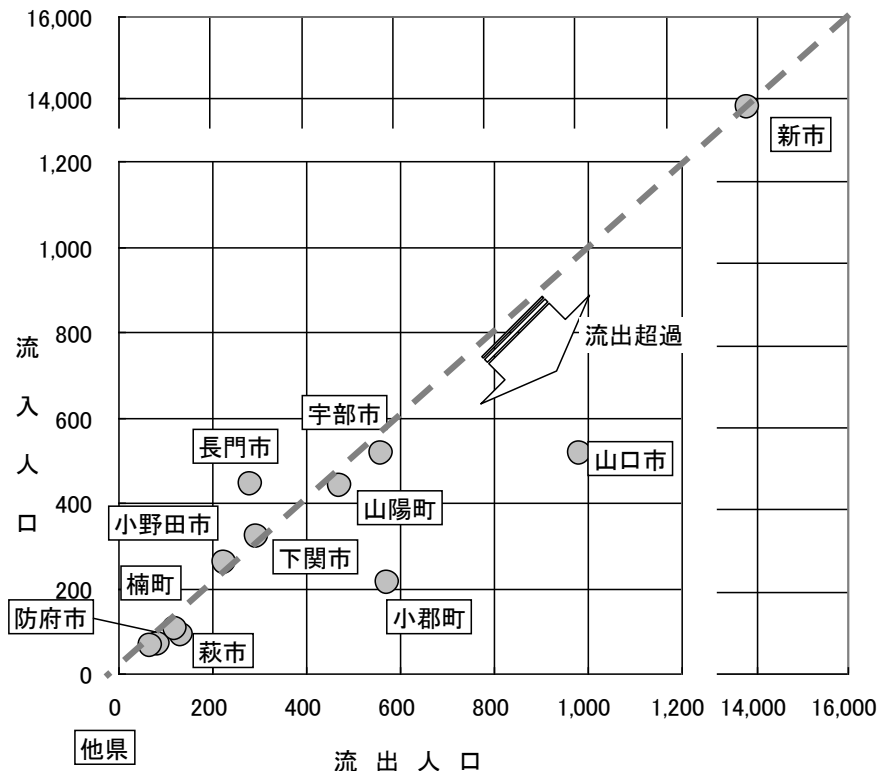
新市における社会動態の推移を見ると、通学における流入人口は減少傾向にありながらも、昭和60年から徐々に流入超過へと推移しています。

周辺市町への流入・流出状況を見ると、長門市を除く大部分の市町に対して流出超過の状況です。

図一 新市における社会動態の推移 資料：各年国勢調査



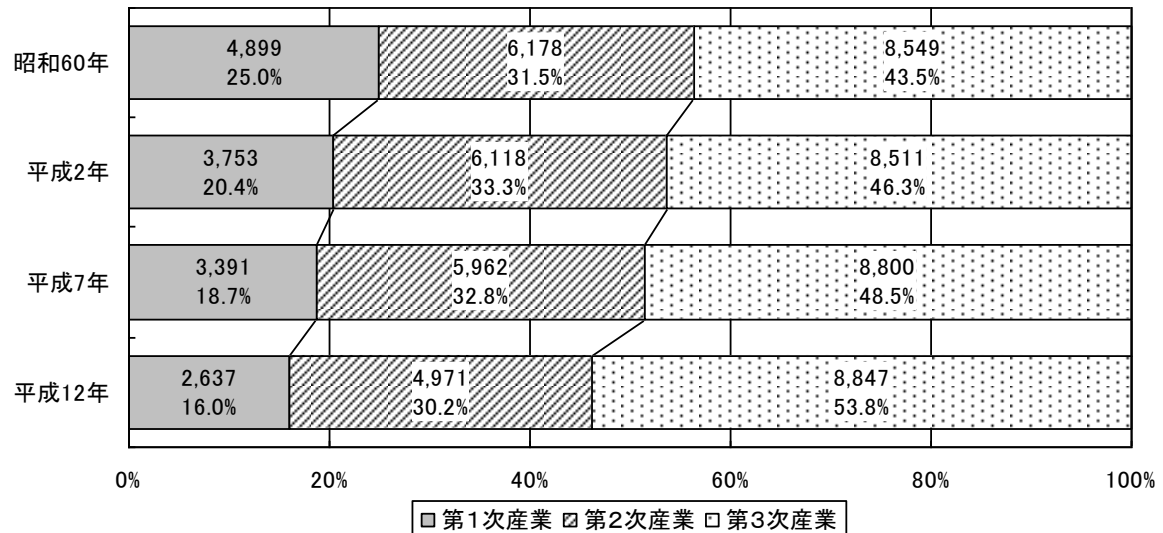
図一 新市における通勤・通学先の流入・流出状況 資料：平成12年国勢調査



6) 産業

昭和 60 年から平成 12 年にかけて、第 1 次産業就業者数は減少傾向を示し、逆に第 3 次産業就業者数は増加傾向を示しています。

図一 新市における就業者数割合の推移



■ 農業

新市における農家数は、専業農家数については横這い傾向にありながらも、兼業農家については減少傾向にあり、農業粗生産額も同様に下降傾向を示しています。

■ 工業

工業については、事業所数は 100～105 箇所横這い状態にありながらも、出荷額については増加傾向を示していましたが、平成 12 年に至って事業所数・出荷額共に減少しています。

■ 商業

商業については、商店数は昭和 60 年の約 7 割まで減少しており、販売額については平成 3 年まで増加傾向にありながらも近年減少傾向を示しています。

2-2 新市のまちづくりの課題

新市の特性とまちづくりの課題として以下の6つに集約することができます。

1) 快適な生活空間の形成

1市2町の土地利用は山林・田・畑など自然的土地利用が大部分であり、宅地の占める割合は、全体の約2%であり自然豊かな地域ですが、新市の主要道路沿道においては、今後もスプロール^{*}的に商工業施設の立地が進むことが考えられ、また農林業情勢を背景に農地転用等が進み宅地化が進行することも考えられます。このため、豊かな自然環境を保全するとともに秩序ある計画的な土地利用を推進するため広域的な土地利用の計画づくりが必要です。

生活環境の整備としては、下水道や浄化槽の整備を推進し、生活排水による河川の汚染を防ぐ必要があります。また、安心安全な生活が行える生活道路の整備も必要です。

環境の面では、資源循環型社会に対応できるようなシステムづくりをさまざまな場面で行う必要があります。

2) 少子高齢化への対応

1市2町では、早いスピードで高齢化が進行しており、3人に1人が高齢者となりつつあります。各市町では健康づくりやシルバー人材センターによる生きがいづくり等が推進されており、今後もより一層の推進が必要とされます。

今後、より高齢化が進む中で、合併による財政力の強化を図りながら、バリアフリー^{*}やユニバーサルデザイン^{*}によるまちづくりを推進し、福祉サービスの充実と医療・保健・福祉の総合的かつ広域的な対応や専門職員などマンパワー^{*}を育成することが必要となります。

また、少子化への対応についても、核家族化や近所づきあい・コミュニティの希薄化など子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、育児不安の解消や健全な児童の育成にむけて「地域」が主体となった子育て支援を行う必要があります。

3) 産業基盤の強化、雇用の創出

近年の産業構造の変化から1市2町の商工業の停滞が著しく、今後は、新産業の創出、新規企業の誘致、商業機能の充実などを図る必要があります。また、学術研究と結びつけた新たな観光、いわゆる学術観光を振興するとともに、秋吉台をはじめとする豊かな自然環境や地域特性を活かした観光産業の振興を図り、観光施設の整備・充実、地域の各種産業との連携、観光事業の競争力の強化、魅力の強化などを推進する必要があります。

一方、農林業では就業者の高齢化や後継者不足など、基幹産業として大きな課題を抱えており、農業出荷額も第一次産業の比率も減少しています。しかし、将来的な食糧の安定供給や安全な食物へのニーズなど第一次産業への関心は今日的な高まりがあることから、今後発展する潜在能力が高いと考えられます。今後は地域ブランドの創出や高付加価値化、農業交流など新たな農林業振興が求められます。

4) 交通諸機能の整備

国道 435 号が東西に横断し、国道 316 号並びに国道 490 号が南北に縦断しており、この 3 本の国道が道路網の骨格を形成しています。しかし、地域によっては目的地まで迂回して行かなければ到達できないような場合もあり、道路ネットワークの充実を図る必要があります。

鉄道は、JR 美祢線が新市を縦断しており、南は山陽小野田市、北は長門市へつながっていますが、1 時間に 1～2 本と運行本数が少ない状況です。

路線バスにおいても、運行本数が少ない路線が多く、かつバス路線が整備されていない地域が残っています。

このため、高齢者など自動車を利用しない人が新市内を容易に移動できる手段を確保し、住民同士の交流や地域の一体性を強化するためにも循環バスの運行など公共交通機関の強化が必要であります。

5) 人材の育成

少子高齢化が進むなか、青少年の健全育成のためには、学校、地域、家庭の連携が求められ、体験活動や奉仕活動の推進が必要です。また、新たな文化の創造を目指した文化活動やスポーツ・レクリエーションなどの生涯学習の推進によって、誰もが生きがいを感じることができる社会の形成が必要です。

人はまちを支える原点であり、住民一人ひとりが自立して生きがいを持って人生を送っていくことは、新市の活力や魅力の源となります。そのため、心豊かな人間性を育むための創意工夫を生かした質の高い教育や地域文化の継承が重要となります。

また、1 市 2 町の基幹産業である農・林・畜産業をはじめとして、商工業などを次世代へつなげる産業とするための人材育成を行い、後継者の育成に力を注ぐ必要があります。

6) 行財政の効率化

1 市 2 町の財政状況は他の自治体と同様に厳しい状況にあり、合併による行財政基盤の強化を図ることが極めて重要と考えられます。

地方分権が進むなか、地方自治体の枠組み・あり方は大きく変革が求められています。市町村合併はその対応の一つです。

特にまちづくりの分野においては、行政主導で進めるのではなく、地域の豊富な人材と経験を取り込む必要があります。企業・NPO*・ボランティアなどと様々な連携や協調が重要となってきます。

また、行政は、電子自治体の構築など、行政の効率化を図りながら積極的に情報公開や住民参加の機会提供を行い、顧客である住民の満足度を向上させるために住民の提言・提案を政策に反映できるシステムを構築する必要があります。

第3章 主要指標の見通し

3-1 人口

これまで減少しつづけた人口は、地域開発（「来福台」等の宅地分譲、予定される公営住宅の建設、美祢社会復帰促進センターの誘致）等による人口流入によってしばらくは30,000人程度での横ばい状況が続くものと考えられることから、新市の10年後の人口総数の見通しを29,000人、と想定します。

3-2 世帯数

一世帯当たりの人数は減少しつづけており、平成17年は2.80人／世帯になっています。今後も一世帯当たりの人数は減少しつづけるものと考えられ、平成29年には、2.72人／世帯まで縮小していると推測されます。

この一世帯当たりの人数の推測から、将来の世帯数は、地域開発等のインパクトの影響により、近年の傾向から、しばらくは10,000世帯程度での横ばい傾向で推移するものと推測されます。

そこで、10年後の世帯数の見通しを10,000世帯と想定します。

3-3 年齢別人口

年齢3区分別人口の比率については、少子高齢化が進行し、地域を支える生産年齢人口が大きく減少していくことが推測され、10年後の年齢3区分別人口の見通しを次ページの表のとおり想定します。

平成29年では、0～14歳は11.6%（3,346人）、15～64歳は51.4%（14,783人）、65歳以上は37.0%（10,659人）と推測され、長期的にも、少子高齢化はさらに進むものと予測されます。

3-4 目標人口の設定

将来人口は年々減少傾向にあるものの、新市の目標人口としては、人口定住施策や観光交流施策、産業振興施策の実施によって、30,000人を維持するものとします。

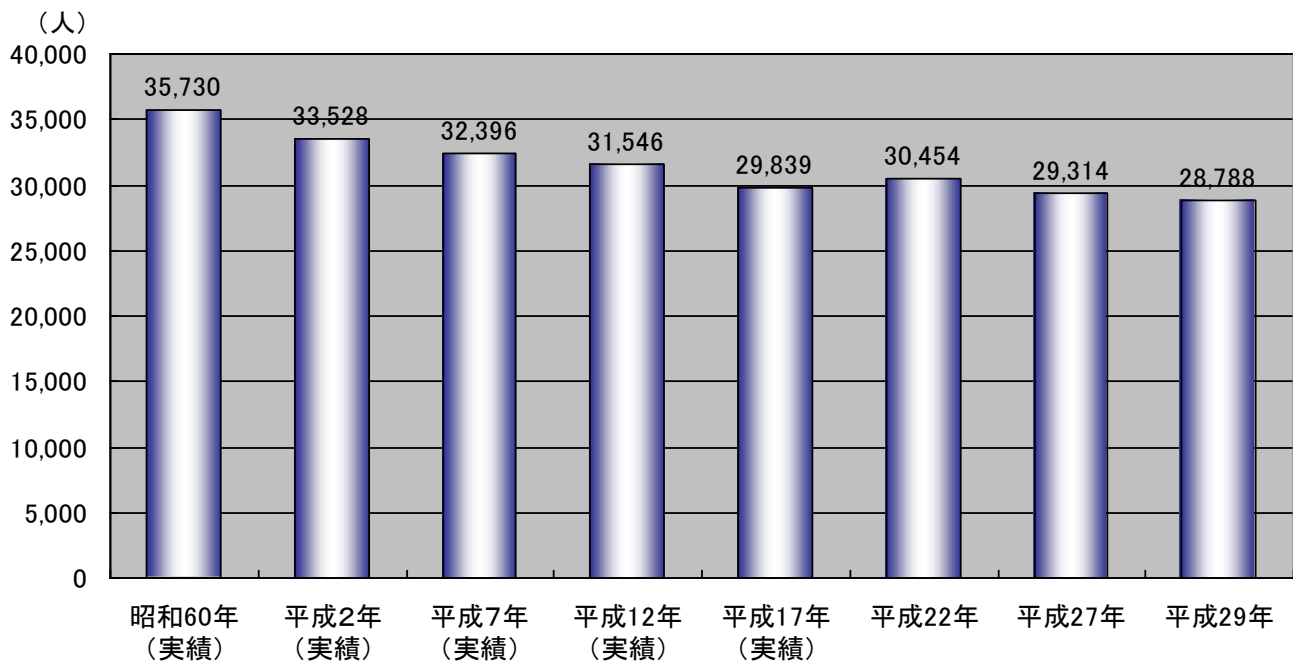
よって、計画期間である平成29年の人口を30,000人、世帯数を11,000世帯と設定します。

■ 主要指標の見通し

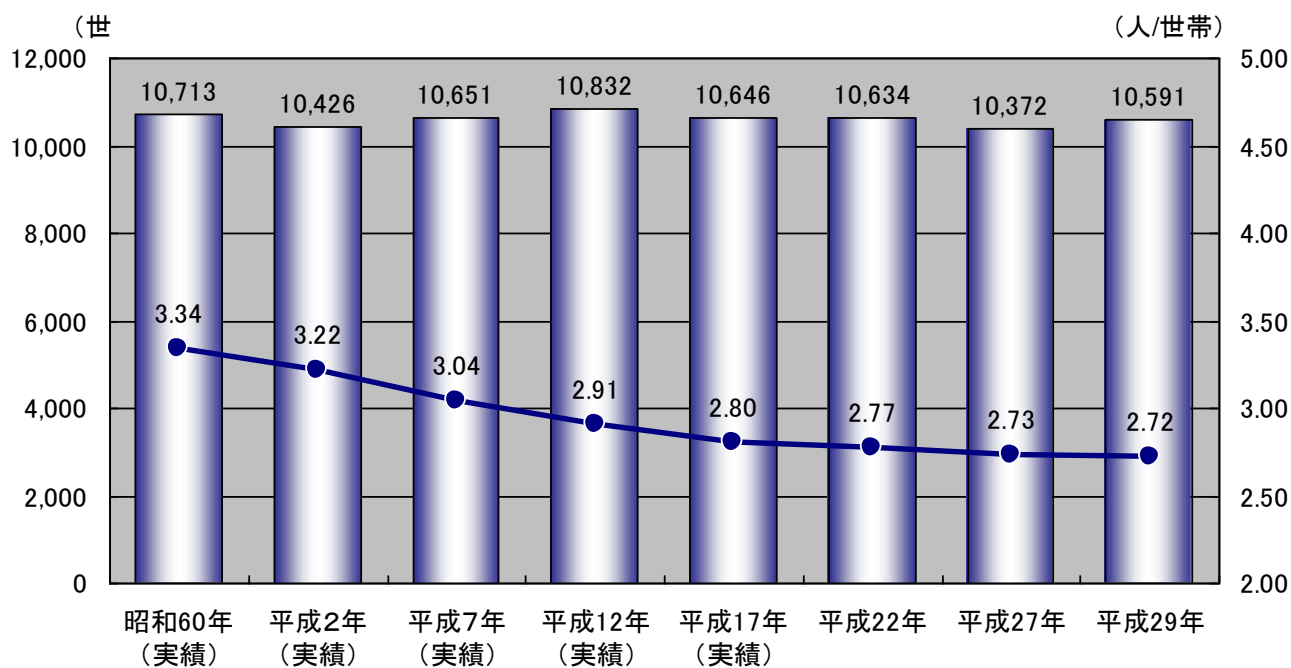
(単位：人、%、世帯)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 29 年	目標人口 (平成 29 年)	
総 人 口	32,396	31,546	29,839	30,454	29,314	28,788	30,000	
世 帯 数	10,651	10,832	10,646	10,634	10,372	10,591	11,000	
1世帯あたり人員	3.04	2.91	2.80	2.77	2.73	2.72	2.72	
年 齢 別 人 口	0～14 歳	4,642	4,203	3,661	3,502	3,392	3,346	3,480
	割 合	14.3	13.3	12.3	11.5	11.6	11.6	11.6
	15～64 歳	19,604	18,303	16,806	17,023	15,367	14,783	15,420
	割 合	60.5	58.0	56.3	55.9	52.4	51.4	51.4
	65歳以上	8,150	9,040	9,372	9,929	10,555	10,659	11,000
	割 合	25.2	28.7	31.4	32.6	36.0	37.0	37.0

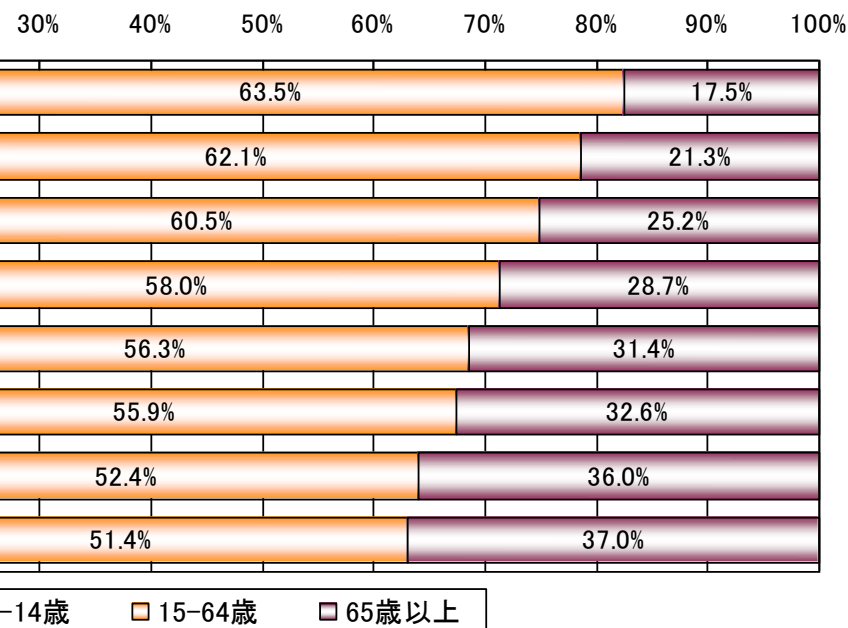
■ 人口の推計



■ 世帯数の推計



■ 年齢3区分別構成比の推計



第4章 新市まちづくりの基本方針

4-1 基本理念（将来像）

太古のロマンを思わせるカルスト台地「秋吉台」をはじめとした豊かな自然に抱かれた新市。そこに住む人々にとって、多くの地域資源と歴史と文化は誇りであり、また、この地を訪れる人々にとってはやすらぎと賑わいをもたらす。

この姿を実現するため、新市の基本理念（将来像）を

自然と調和し、潤いと活力にみちたやすらぎと交流の郷^{さと}
～太古のロマンに抱かれ、夢をはぐくむまちづくり～

とします。

4-2 基本目標

基本理念（将来像）を実現するために、三つの基本目標を定めます。

『カルスト台地と豊かな自然に抱かれたゆとりと潤いのあるくらしをめざして』

カルスト台地をはじめとして豊かな自然に囲まれた新市は、若者からお年寄りまで快適に暮らせる住環境づくりを行うとともに、防犯・防災体制を充実させ、安全・安心な生活が営めるよう努めます。また、学校教育における地域の歴史・文化を大切にする総合学習や、生涯教育を中心に人材育成を図り、地域文化の創造にむけた取り組みを推進します。

さらに、保健・福祉・医療についての施策も充実を図り、すべての住民がゆとりと潤いのある生活環境を目指します。

『中山間地域の特性を活かした、活力ある地域をめざして』

中山間地域^{*}に位置する新市は、多種多様な地域特性・地域資源があり、これらを活かした都市基盤の整備や産業の振興を行い、地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。特に、観光分野については、今後の新市における基幹産業となる可能性が高いため、農業や地場産業と結びついたより一層の総合的な産業振興を図ります。これらによって、市民・企業・地場産業が元気で活力あふれる地域を目指します。

『効率的で開かれた行政をめざして』

合併を契機として行財政の効率化を実施するとともに、きめ細かな行政サービスを実現します。また、行政と住民が「協働」でまちづくりを行うシステムづくりを行い、両者の役割と責任を明確化し、開かれた行政を目指します。

4-3 基本方針

1. 『カルスト台地と豊かな自然に抱かれたゆとりと潤いのある暮らしをめざして』

1) 誰もが安心して住める、やすらぎのあるまちづくり

カルスト台地と多種多様な豊かな自然に恵まれた新市は、住環境の面でも豊かな自然を身近に感じながら潤いとやすらぎのある生活を実現することが可能です。このため、若者から高齢者まですべての人が誇りを持って住みつづけることができる生活環境の実現を目指します。

2) ひとにやさしい、福祉の充実したまちづくり

少子高齢化が進むなか、新たな視点に立った保健・医療・福祉制度の充実が求められています。そのため、これまでの保健・医療・福祉などの各分野が連携して、子どもや高齢者、障害者の方が安心して生活できる体制づくりを進めます。

3) 人をはぐくむ歴史・文化・教育のまちづくり

社会経済状況の変化によって、あらためて人づくりの重要性や地域文化の意義が見直されています。先人が残した貴重な歴史・文化に誇りを持ち、文化遺産の保護を図るとともに、思いやりや豊かな感性・人間性を育てるまちづくりを進めます。

2. 『中山間地域の特性を活かした、活力ある地域をめざして』

1) 都市基盤が充実した自然と共生したまちづくり

豊かで美しい自然があふれる新市においては、都市基盤の整備を行う上で、自然環境の保全を重視しながら、自然と共生したまちづくりを進めます。

2) 多様な産業と活力にあふれたまちづくり

本地域は、活力ある地域づくりに欠くことのできない若者が流出している傾向にあります。この背景には、新市の基幹産業である農林業や鉱工業の低迷があります。これらの従来からの基幹産業の振興を図るとともに、新たな基幹産業の振興も積極的に行うまちづくりを進めます。

3) 交流もてなしのまちづくり

新市の新たな基幹産業として期待される観光産業の振興を積極的に推進するとともに、もてなしの心（ホスピタリティ[※]）による地域間交流を推進するまちづくりを進めます。

3. 『効率的で開かれた行政をめざして』

1) 市民と行政の協働のまちづくり

市民と行政の役割と責任を明確化し、「協働」でまちづくりを行うシステムづくりを行うとともに、開かれた行政を目指します。

2) 健全な財政と効率的な行政によるまちづくり

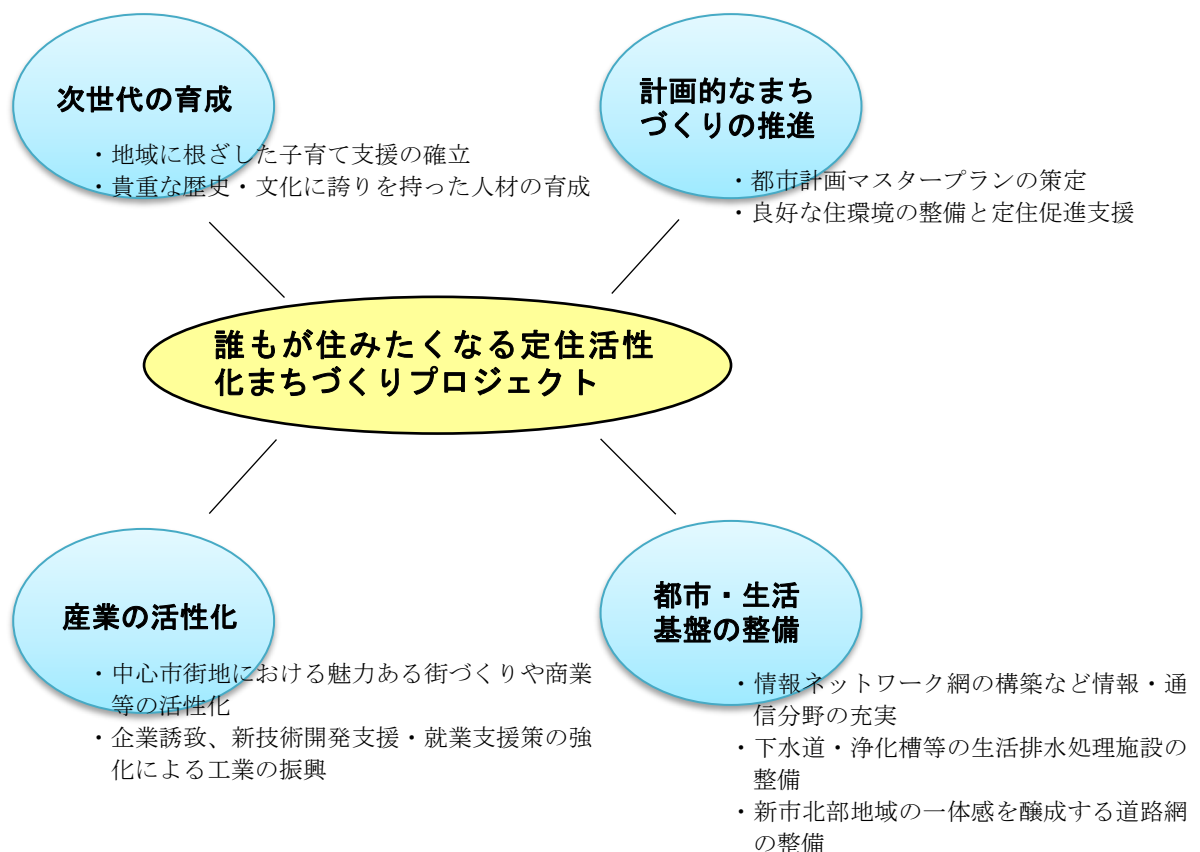
行財政の効率化を図り、きめ細かな行政サービスの実現を図ります。さらに、財政基盤の強化に取り組み、健全な財政と効率的な行政によるまちづくりを目指します。

4-4 重点プロジェクト

新市の将来像を実現するため、次の5つを重点プロジェクトと位置づけ、総合的な施策の展開を図ります。

1) 誰もが住みたくなる定住活性化まちづくりプロジェクト

新市が魅力のある都市として、賑わいや活気あふれるためには若者の参加が不可欠です。そのため、4つの柱（「次世代の育成」、「計画的なまちづくりの推進」、「産業の活性化」、「都市生活基盤の整備」）に重点をおいた施策を展開し、若者を中心に多くの人々が安心して暮らせる環境づくりを進め、誰もが住みたくなるまちづくりを進めます



○ 次世代の育成

行政と地域で子育てを支援していく体制を整え、親子で安心して暮らせる子育てがしやすい環境をつくります。また、郷土の歴史・文化に誇りを持ち、郷土を愛する教育を推進し、次代を担う人材の育成に努めます。

○ 計画的なまちづくりの推進

計画的に安全で住みやすい住環境の整備を進めるとともに、U・J・I ターン※に対する定住促進の支援策を推進します。

○ 産業の活性化

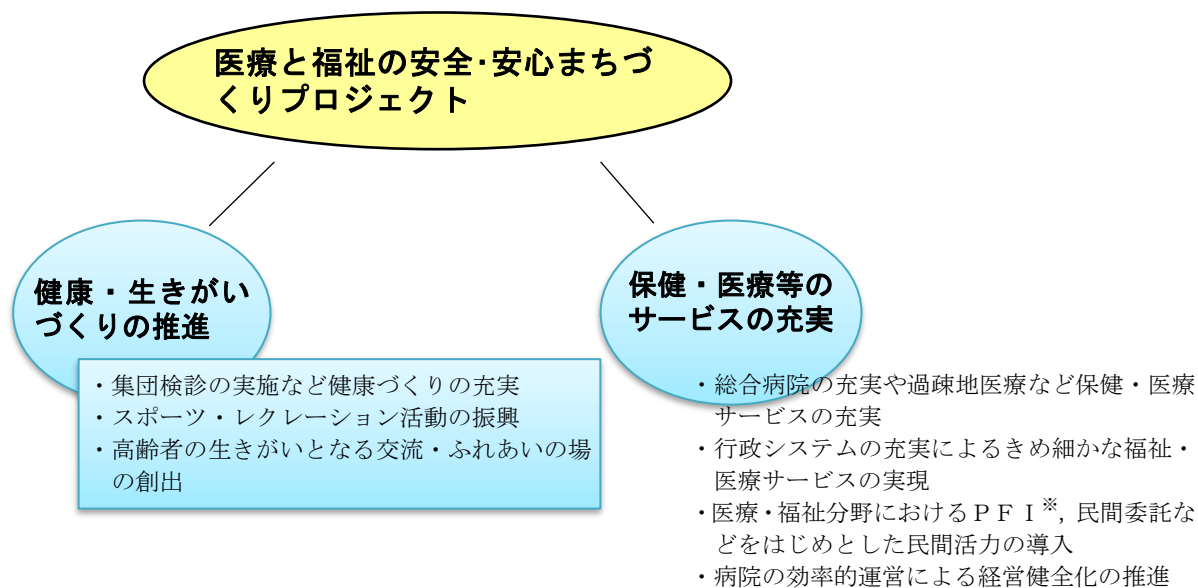
高度化・多様化する消費者ニーズに対応するため、便利で魅力ある商店街の再編を促進し、中心市街地の活性化を図ります。また、企業誘致や既存企業の育成、起業家への支援策の充実・強化による産業の振興を図り、雇用の場を生み出し、多くの人々が新市で働ける環境を作り、定住を促します。

○ 都市・生活基盤の整備

めざましい進展を続ける情報通信技術を活用し、市民が情報を共有できる情報ネットワークの構築を図るなど情報基盤の整備を推進し、情報格差のないまちづくりを進めます。また、生活環境の向上を図り衛生的な暮らしを実現するため、下水道等の整備を計画的に進め、河川などへの汚染防止を推進し美しい環境の実現を図ります。

2) 医療と福祉の安全・安心まちづくりプロジェクト

住民がゆとりと潤いのある生活を続けるためには、何よりも、心身ともに健康でありつづけることが必要です。このため、2つの柱（「健康・生きがいづくりの推進」、「保健・医療等のサービスの充実」）に重点をおいた施策を展開し、定期的な健康チェックや健康づくりのための各種教室などが身近な場所で気軽に受けられる体制の構築を進め、安全・安心な新市を目指します。



○ 健康・生きがいづくりの推進

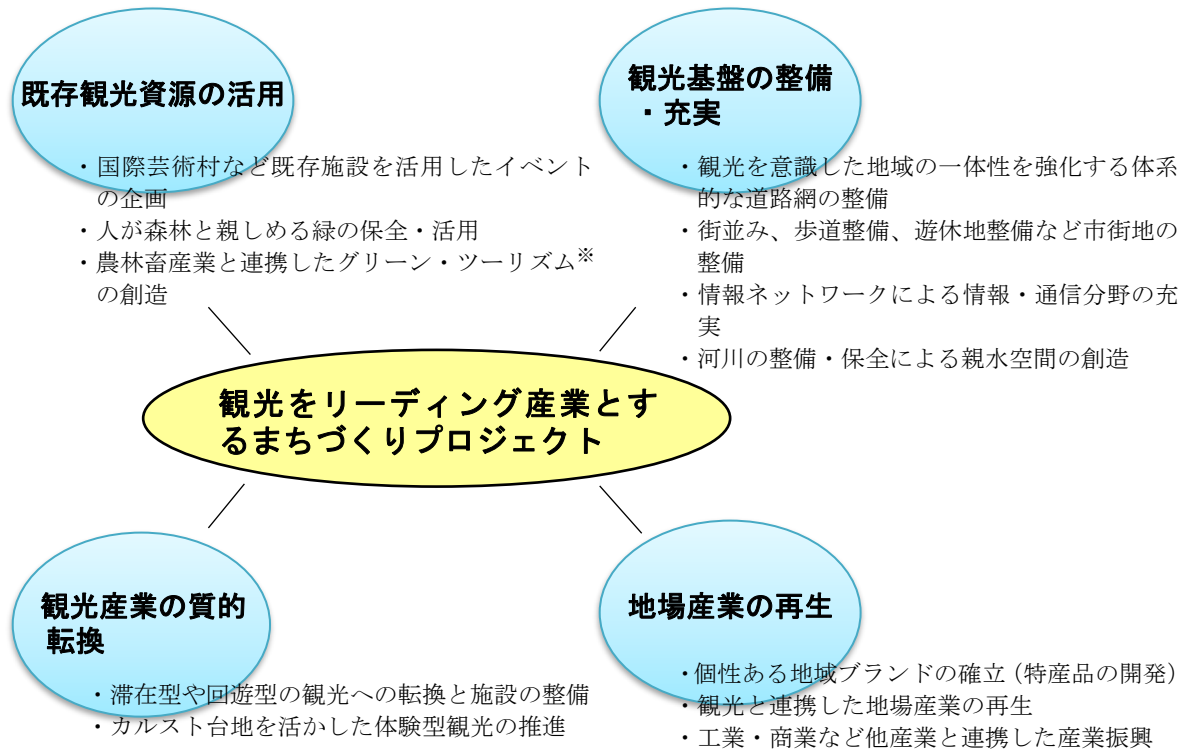
健康診査や相談・指導体制の充実を図り、病気の予防や早期発見に努め、健康で明るいまちづくりを推進します。また、介護施設の充実、高齢者等の社会参加の促進や活力発揮の場づくりを行うなど、誰もが健康で安心していきいきと生活ができる環境づくりを行います。

○ 保健・医療等のサービスの充実

市内の健康保健施設などの公共施設が簡単に利用できるシステムの開発や福祉サービスのマンパワー[※]の強化などを行い、市民の高いニーズに応えられるように取り組みます。また、医療体制や施設の充実による地域医療サービスの充実を推進します。

3) 観光をリーディング産業*とするまちづくりプロジェクト

新市の産業の核となる観光については、観光そのもののあり方を改善するとともに、観光に関連のある多種多様な面からアプローチすることで観光産業のより一層の振興を図ることができます。そのため、4つの柱（「既存観光資源の活用」、「観光基盤の整備」、「観光産業の質的転換」、「地場産業の再生」）に重点をおいた施策を展開し、新市における観光産業の総合的推進を目指します。



○ 既存観光資源の活用

既存の観光施設を十分に活用したイベントの企画やツーリズムの推進など、豊かな自然を活用した観光産業の活性化を行います。

○ 観光基盤の整備・充実

市内の観光地を短時間で連絡する道路網の強化による新たな観光ルートの開発や、訪れた観光客にやすらぎを与える環境づくり、ホスピタリティ*の向上など、ハード、ソフト両面の観光基盤の整備・充実を図ります。

○ 観光産業の質的転換

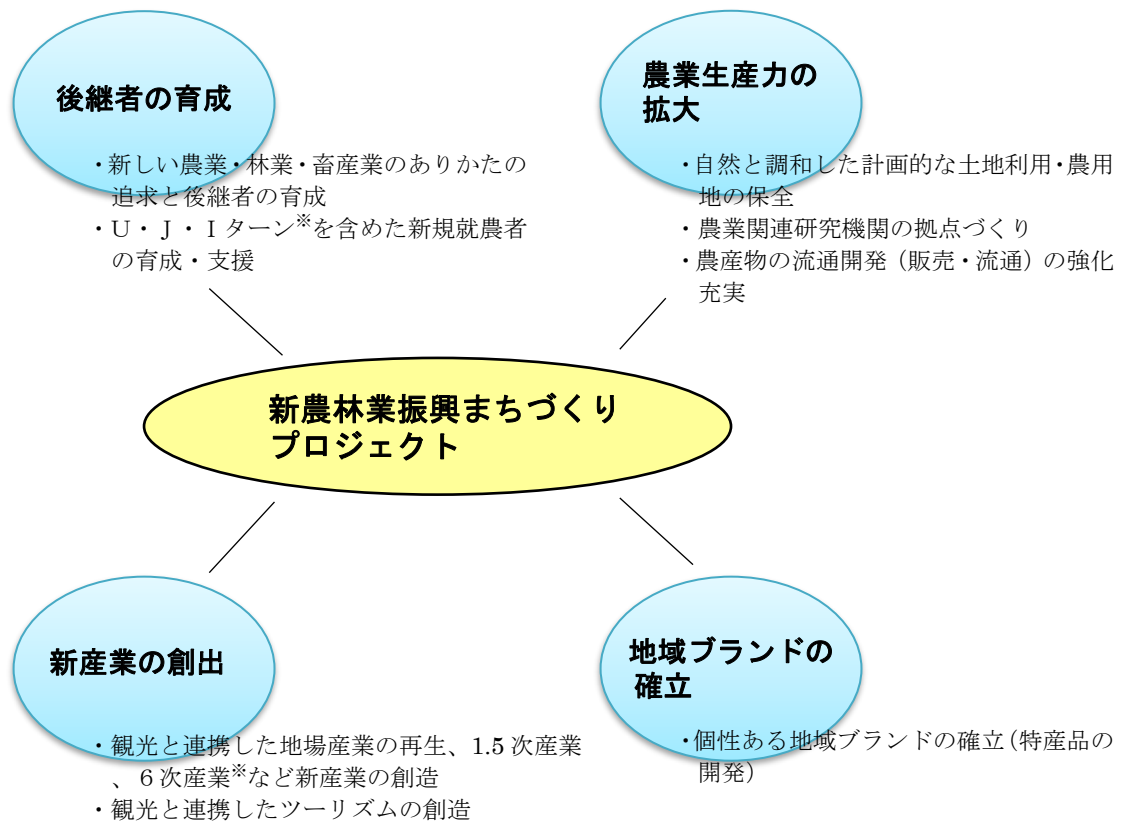
新市で観光客が長時間過ごすことが可能になるような質の高い観光関連施設や新たな観光拠点の開発などを行い、滞在型や回遊型観光産業への質的転換を目指します。

○ 地場産業の再生

個性ある農林業加工品の開発や新市の特性を活かしたみやげ物の開発など観光関連産業などの活性化を目指します。

4) 新農林業振興まちづくりプロジェクト

食の安全性や安定供給についての危機感が強まり、安全・安心な農産物の供給や地産地消などのニーズが非常に高くなっています。新市において農業は基幹産業の一つであることから、新しい視点で積極的に振興を図り、農業生産力の拡大や特産品の開発をはじめとし、4つの柱（「後継者の育成」、「農業生産力の拡大」、「新産業の創出」、「地域ブランドの確立」）に重点をおいた施策を展開し、新たな農業の振興を行います。また、消費者に対する食育や地産地消の重要性をアピールするとともに、諸公共施設等（学校、病院、美祢社会復帰促進センター等）への食材供給体制を確立し、地場産品の消費拡大に努めます。



○ 後継者の育成

消費者から安全で安心な食材供給へのニーズが高まりを見せるとともに、地産地消への関心が高くなっています。消費者ニーズに対応した質の高い農業を追求するとともに、新規就農者への支援を含めた後継者の育成を推進します。

○ 農業生産力の拡大

生産性の高い農地への改良を進め農業生産力の向上を図るとともに、計画的な土地利用を定め、優良農地の保全に努めます。また、農業関連研究機関の立地に向けた拠点づくりを推進します。

○ **新産業の創出**

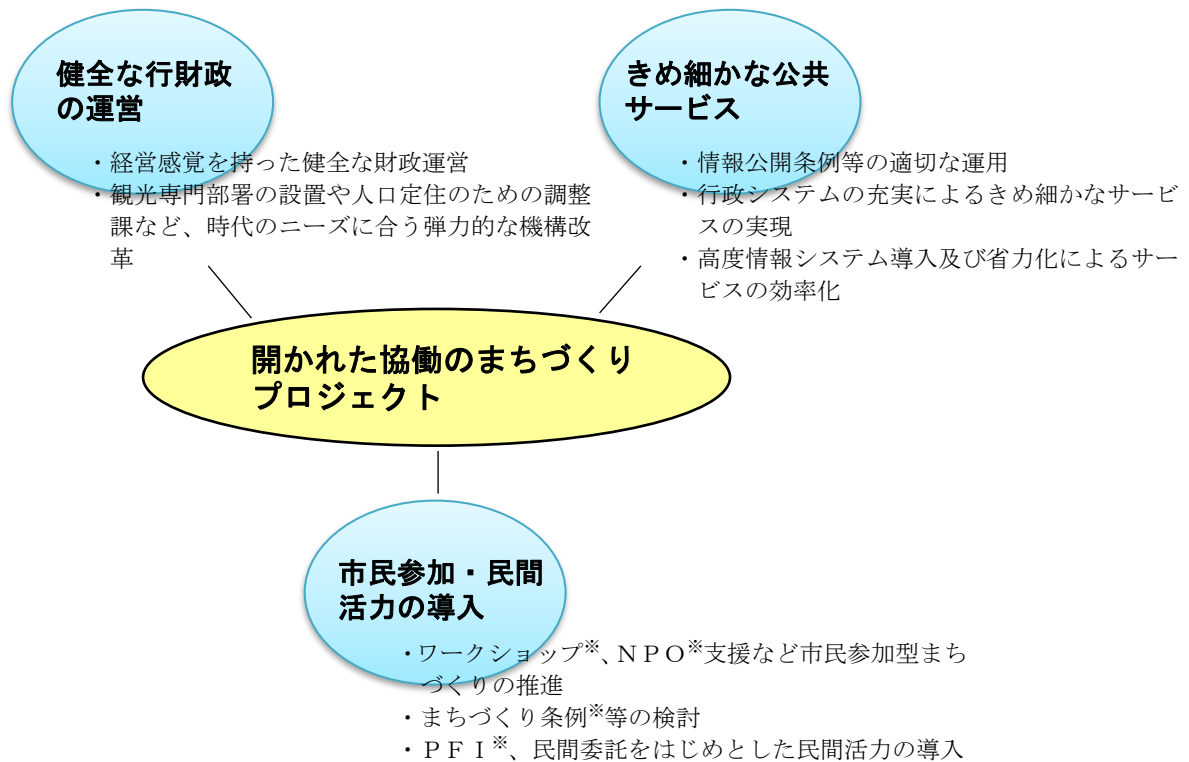
農業等（第一次産業）に工業的手法（第二次産業）や商業的手法（第三次産業）を導入した生産システムの導入や、コンピューターなどの情報システムでの管理など、農業と他分野の産業が連携した新たな産業への支援を行います。

○ **地域ブランドの確立**

農業生産品や農業加工品の開発を行い、ブランドとして確立する取り組みを行います。また、全国に地域ブランドを積極的にPRすることで新市の認知度を高め、かつ、新市の生産品の高い品質をアピールします。

5) 開かれた協働のまちづくりプロジェクト

新市においても引き続き厳しい財政状況が継続していくと考えられます。そのため、現在の財政状況を詳細に検証しながら、無駄の無い効率的な財政運営を展開することで財政基盤の確立を目指します。また、市民と行政が協働してまちづくりをおこなうシステムづくりを行い、きめ細かな公共サービスを行います。そのため、3つの柱（「健全な行財政の運営」、「きめ細かな公共サービス」、「市民参加・民間活力の導入」）に重点をおいた施策を展開します。



○ 健全な行財政の運営

経営的な視点を財政運営に取り入れるとともに、行政改革を推進し、健全な行財政運営を推進します。

○ きめ細かな公共サービス

高度情報システムの導入、窓口業務の省力化や情報ネットワークを活用した行政手続きのシステム開発などを行い、市民によりきめ細かなサービスが提供できる環境づくりを行います。

○ 市民参加・民間活力の導入

市政に市民の意見を積極的に反映するため、ワークショップ^{*}の開催などによる意見の集約を図るとともに、ボランティアやNPO^{*}などが様々な場面で活躍できる取り組みを行い、市民と行政が「協働」してまちづくりを行うシステムづくりを行います。

4-5 地域整備方針

1) 土地利用方針

(1) 基本的考え方

ア) 自然環境と共生した土地利用の推進

新市を取り巻く山、川、田畑など多様で豊かな自然を活かしながら、地域の魅力を向上させ、心豊かな生活を実現していくため、自然環境と共生した土地利用の推進を図ります。

イ) 地域特性に応じた土地利用の推進

地域の個性を活かした均衡ある発展を推進していくため、それぞれの地域における固有の自然環境や歴史・風土・文化、市街地の状況や都市施設の整備などをもとに、ゆとりある豊かな地域社会を形成するよう地域特性に応じた土地利用の推進を図ります。

ウ) 地域相互の連携による新市の一体性を確立する土地利用の推進

新市の一体的なまちづくりを推進し、生活の利便性と地域の活性化を図るため、都市機能の充実を図り、良好な市街地を形成するとともに豊かさを生み出す産業基盤を形成し、新市が一体性を確立できるような土地利用の推進を図ります。

(2) 土地利用の展開

ア) 都市拠点

都市拠点は、主要な都市的活動や商工業の拠点として、都市機能の集積や交通の利便性などを活かし、多くの市民が都市機能を楽しむ拠点となります。都市拠点には、国の出先機関をはじめとする公共施設が多数立地し、多くの人々が居住しています。

イ) 地域拠点

地域拠点は、地域の特性に応じて都市機能の一部を分担し、身近な市民生活を支え、都市拠点と連携して、一体的なまちを形成するもので、市民の生活利便性を高め、コミュニティの核として位置づけます。

ウ) 山林・田園ゾーン

新市の大半を占める、山林・田園ゾーンは、基幹産業として今後もより振興する農林業の基盤となるゾーンであり、かつ、自然を感じながら豊かに生活を営む空間として整備・保全を行います。

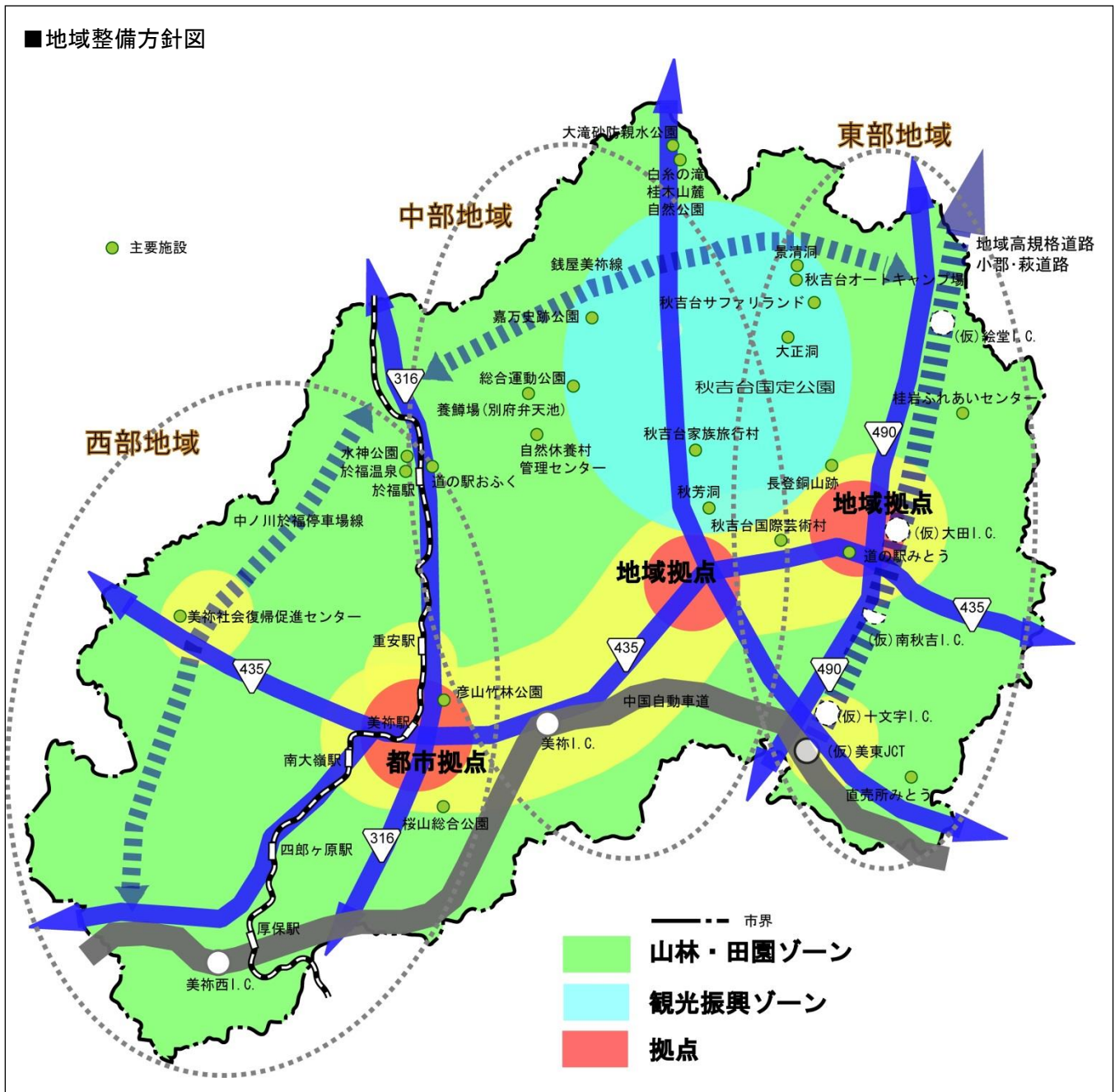
エ) 観光振興ゾーン

観光資源が豊富にあり、新市の重要な産業の一つである観光を重点的に振興するゾーンとして位置づけます。

(3) 新市の骨格構造

都市拠点と地域拠点を相互に連絡する国道 435 号を東西軸（新市の背骨）に、また、各周辺都市とを連絡する国道 316 号、490 号などの主要道路を南北軸として位置づけ、新市の一体性を確保するとともに、人々が容易に移動できるよう整備を進めます。

さらに、市北部を東西に連絡する道路の整備を図り、市域を回遊する道路網を形成し、新市の一体性を強化します。



2) 地域別整備方針

(1) 西部地域

J R美祢線が通っており、美祢駅を中心にした一帯には、商業・鉱工業や都市機能が集積し、中心市街地を形成しています。また、中国縦貫自動車道の美祢西インターチェンジと美祢インターチェンジがあり、高速道路網での他地域との連携が容易に可能な地域です。

そのため、商業・工業の振興とそれに伴う就業の場の確保、若者をターゲットとした定住促進、中心市街地の商業機能等の活性化、インターチェンジ周辺の整備などを図り、都市機能の拠点として整備を行います。

さらには、日本初のP F I方式による矯正施設である、美祢社会復帰促進センターの地域経済への大きな波及効果が期待され、この施設を活用した地域の振興を図ります。

(2) 中部地域

貴重な地域資源であるカルスト台地周辺には、「秋芳洞^{あきよしどう}」をはじめとした多くの観光拠点があり、これらは、現在の観光形態を体験型観光や滞在型観光へ転換していく重要な資源です。

そのため、この地域は、新市の観光を中心とした拠点整備のまちづくりをすすめ、観光資源間のネットワーク化(回遊化)や既存施設(秋吉台国際芸術村、秋吉台家族旅行村など)のより一層の利活用を図っていきます。

また、農業の振興も併せて進め、農業と連携した特産品の開発やツーリズムの実現に取り組み、観光と農業の連携した地場産業の拠点とします。

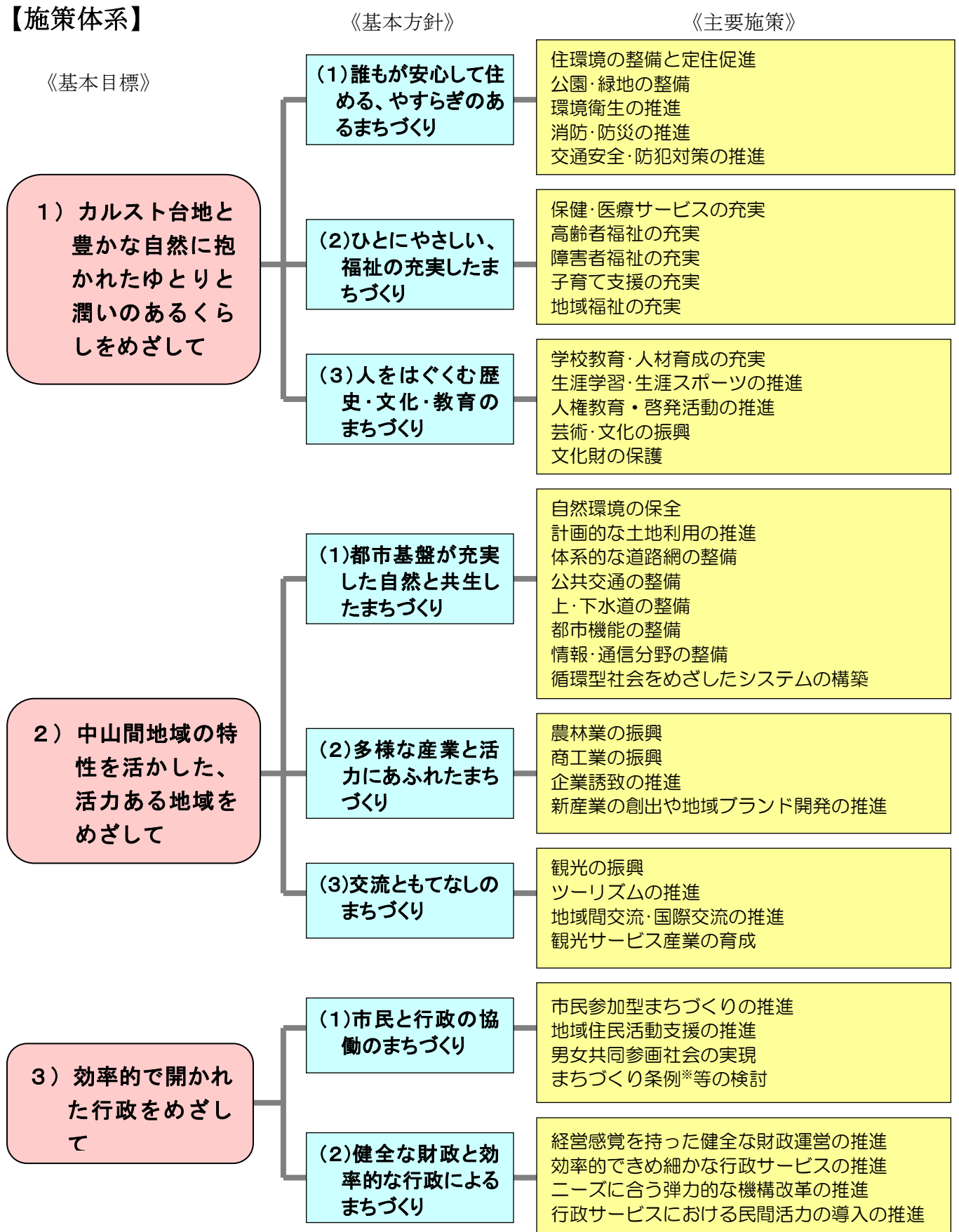
(3) 東部地域

良好な農地が多く存在し、農業が盛んなことから、優良農地を活かした新たな特産品の開発や新市の農業を中心とした拠点整備のまちづくりを進めます。また、観光産業との連携を図り、新産業の創出も追及します。一方、県央地域に近いことなど恵まれた立地条件にあるため、住宅ニーズが高まることが予想され、定住促進のための計画的な開発の誘導など良好な居住環境の整備を行います。

地域高規格道路・小郡萩道路の整備が進み、(仮称)美東ジャンクションによる中国縦貫自動車道への連結及び、(仮称)十文字インターチェンジを含め4つのインターチェンジ設置により、地域の振興に重要な幹線道路となることが期待されることから、企業誘致の推進など道路整備に併せた秩序ある振興を図ります。

第5章 新市まちづくりの主要施策

【施策体系】



5-1 主要施策、主要事業

1. 『カルスト台地と豊かな自然に抱かれたゆとりと潤いのある暮らしをめざして』

1) 誰もが安心して住める、やすらぎのあるまちづくり

(1) 住環境の整備と定住促進

若者から高齢者までがユニバーサルデザイン^{*}の考えに基づいて、安心して住める計画的な住宅地形成や住宅マスタープランの策定による公営住宅の建設・建替を進めるなど、快適で魅力的な居住環境の整備に取り組み、定住の促進を図ります。

[重点事項]

- ・良好な住環境の整備と定住促進支援

(2) 公園・緑地の整備

新市は豊かな自然に囲まれています。日常生活に潤いとやすらぎをもたらす公園・緑地の整備が望まれているところです。また、子供の遊び場や市民の憩いの場として機能するとともに、災害時での避難場所としても活用されます。市民がゆとりを実感できる公園・緑地の整備を推進します。

[重点事項]

- ・河川の整備・保全による親水空間の創造

(3) 環境衛生の推進

ごみの減量化を基本とするごみ処理体制の確立と分別収集に対する住民意識の啓発、資源リサイクルなどごみの再資源化による循環型社会の実現をめざします。

し尿については、下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽普及動向を考慮のうえ整備充実を努めるとともに、適切な収集・処理体制の維持に努めます。

墓地・斎場については、時代に対応した整備を推進します。

[重点事項]

- ・良好な住環境の整備と定住促進支援

(4) 消防・防災の推進

消防・防災などの一層の体制充実、機能強化をすすめるとともに、新たな地域防災計画に基づき、防災マップの作成や災害時における広域情報収集・伝達システムなどの確立をすすめます。また、地域における消防水利の充実や住民の自主防災組織の育成を推進します。

さらに、大規模地震などへの対策として、建築物の耐震化の促進を図ります。

(5) 交通安全・防犯対策の推進

飲酒運転などの悪質な交通違反者や交通事故の増加などに対して、運転者と歩行者が安全でゆとりある通行ができる交通環境を整えるため、歩道の整備や交通危険箇所の整備を進めるほか、交通安全意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、交通安全教育や広報啓発活動の推進に努めます。

また、犯罪の低年齢化及び子供が巻き込まれる事件や高齢者を狙った犯罪などの増加に対して、市民や関係機関と連携して地域の防犯体制の充実を図るとともに、防犯施設の整備や防犯意識の啓発に努め、安全で安心な地域社会の構築を目指します。

主要施策	主要事業
住環境の整備と定住促進	住生活基本計画の策定 公営住宅整備事業 住宅団地開発事業 地域定住促進事業 土地開発公社住宅団地整備補助事業
公園・緑地の整備	緑の基本計画の策定 公園整備事業 遊歩道整備事業 河川公園整備事業
環境衛生の推進	廃棄物処理計画の策定 不燃物最終処分場建設事業 一般廃棄物保管施設整備事業 斎場整備事業 共同墓地整備事業 し尿処理施設建設事業 公衆衛生施設整備事業 公共下水道事業 農業集落排水資源循環統合補助事業 浄化槽設置整備事業
消防・防災の推進	地域防災計画の策定 国民保護計画の策定 自主防災組織育成事業 消防・防災施設整備事業 消防団拠点施設整備事業 小規模治山事業 県道道路防災事業【県事業】 通常砂防事業【県事業】 急傾斜地崩壊防止事業【県事業】 水源流域広域保全事業（治山事業）【県事業】 復旧治山事業【県事業】
交通安全・防犯対策の推進	交通安全計画の策定 交通安全施設整備事業 交通安全指導・教育の充実 国道・県道交通安全施設整備事業【県事業】 防犯意識の普及啓発 防犯灯、街路灯の整備

2) ひとにやさしい、福祉の充実したまちづくり

(1) 保健・医療サービスの充実

ゆとりと潤いのある生活と健康づくりを推進するため、保健センターを中心にした各種検診や相談・指導の充実を図り、健康増進、疾病の早期発見に努め、効率的で効果的な保健・医療を推進するとともに地域保健の充実に努めます。

また、市内のどこに住んでいても、身近で医療サービスを受けられる地域医療サービスの整備を図り、総合病院の充実や過疎地医療など充実した医療サービスの確保を行うとともに、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。

[重点事項]

- ・ 集団検診の実施など健康づくりの充実
- ・ 総合病院の充実や過疎地医療など保健・医療サービスの充実
- ・ 行政システムの充実によるきめ細かな福祉・医療サービスの実現
- ・ 病院の効率的運営による経営健全化の推進

(2) 高齢者福祉の充実

高齢者が安心していきいきと暮らせるよう、介護施設の充実に努めるとともに、地域において、豊かな経験や知識、技能等を活用して交流・ふれあいができる場の創出などの仕組みづくりを行い、高齢者の社会参加の促進、生きがいの場づくりの充実を図ります。また、介護保険の適正な運用を図ります。

[重点事項]

- ・ 高齢者の生きがいとなる交流・ふれあいの場の創出
- ・ 行政システムの充実によるきめ細かな福祉・医療サービスの実現

(3) 障害者福祉の充実

自立と社会参加の理念のもと、障害者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう通所・利用型施設を中心として施設の整備・充実に努めるとともに、障害者が積極的に社会参加できる総合的な施策を展開します。

[重点事項]

- ・ 行政システムの充実によるきめ細かな福祉・医療サービスの実現

(4) 子育て支援の充実

多様化する保育ニーズや子育て環境の変化に対応するため、延長保育や緊急一時保育など保育サービスの充実を図るとともに、子育て支援センターを中心に子育てに関する相談や情報提供に努め、安心して出産・子育てができる環境を整え、子どもたちの声があふれる新市を目指します。また、少子化、核家族化などによる家庭の子育て機能の低下を補うために、児童館や児童クラブを核とした家庭、地域、学校、育児サークルなどの地域活動組織との連携を図り、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めます。

〔重点事項〕

- ・地域に根ざした子育て支援の確立
- ・行政システムの充実によるきめ細かな福祉・医療サービスの実現

(5) 地域福祉の充実

地域福祉については、地域コミュニティの中できめ細かな福祉サービスの提供ができるように地域の人材の充実を図るとともに、新たな担い手として期待されるボランティアやNPO*との連携を進めます。

主要施策	主要事業
保健・医療サービスの充実	健康増進計画の策定 地域医療体制の強化 病院医療機器、検査設備の充実 健康づくり対策の充実 母子保健対策の充実 がん検診事業の充実 救急医療体制の充実
高齢者福祉の充実	老人保健福祉計画の策定 介護保険事業計画の策定 高齢者福祉施設の整備・充実 在宅福祉サービスの充実 在宅介護支援対策の推進 生涯現役社会づくりの推進
障害者福祉の充実	障害者福祉計画の策定 障害福祉計画の策定 自立支援及び地域参加への支援 居宅介護等支援事業の充実 福祉タクシー助成事業の充実
子育て支援の充実	次世代育成支援行動計画の策定 保育施設の整備・充実 地域組織活動の支援 学童保育の推進 保育サービスの充実 子育て負担軽減対策の推進 特別保育事業の充実 福祉医療助成事業の充実 児童虐待防止対策の充実 母子家庭等自立・支援対策の充実
地域福祉の充実	保健福祉施設整備事業 社会福祉関係団体の活動支援の充実

3) 人をはぐくむ歴史・文化・教育のまちづくり

(1) 学校教育、人材育成の充実

新市の将来を担う児童・生徒が夢と希望をもち、のびのびと学ぶことができるよう、適正規模も考慮した教育環境を整え、自己実現のための豊かな知恵と心を育む教育の実施に努めます。また、地域と連携して、地域の歴史や文化に誇りを持ち、ふるさとを愛する教育を推進し、地域に根ざした多様な人材育成の実現に努めます。

〔重点事項〕

- ・一人ひとりの夢の実現を目指し、ふるさとを愛する教育の推進

(2) 生涯学習・生涯スポーツの推進

また、市民一人ひとりが恵まれた自然環境のもとそれぞれのライフスタイルに応じて、自由に学ぶことができる環境づくりとすべての人が自己実現を図ることができる生涯学習の充実を目指します。また、スポーツ・レクリエーション活動の振興も行います。

〔重点事項〕

- ・生涯学習推進体制の充実
- ・スポーツ・レクリエーション活動の振興

(3) 人権教育・啓発活動の推進

すべての住民に基本的人権が保障され、自由で平等な社会を築くため、地域、学校、企業等で人権教育及び啓発活動の推進に努めます。

(4) 芸術・文化の振興

市民の誰もが芸術や文化にふれあうことができる施設整備を進めるとともに、秋吉台国際芸術村をはじめとした既存の施設を活用した取り組みを行いながら、市民が各施設をより利用しやすい形での運営を図ります。また、文化団体や文化サークルの活動を支援しながら市民と一帯となった芸術・文化の振興を図ります。

(5) 文化財の保護

残された多くの文化財や文化遺産を保存、活用するとともに、学問的かつ体系的に整理し、後世に伝えることは私たちに与えられた使命でもあります。このため、効率的な保存や公開方法の検討を行いながら施設整備を図ります。

また、地域に伝わる祭りや伝統行事、民俗芸能を保存し、継承していく取り組みを行います。

主要施策	主要事業
学校教育・人材育成の充実	教育環境の整備充実 中高一貫教育等校種間連携の推進 総合的な学習の時間の充実 郷土を愛する「美祢っ子」の育成 情報教育の推進 国際理解教育の推進 地域や学校の特色を生かした教育の推進 健康・安全教育の充実 学校給食の充実 給食施設整備事業
生涯学習・生涯スポーツの推進	スポーツ振興基本計画の策定 生涯学習推進体制の充実 公民館活動の充実 社会教育施設整備 図書館の整備充実 生涯スポーツの推進 スポーツ施設整備事業 国民体育大会の推進
人権教育・啓発活動の推進	人権啓発推進事業 基本的人権を尊重する人権教育の推進
芸術・文化の振興	芸術・文化団体等の育成支援 芸術・文化鑑賞の推進 文化活動拠点施設の整備
文化財の保護	伝統芸能の保存・継承 秋吉台山焼き事業 歴史民俗資料館等の整備 文化財の保存管理の推進

2. 『中山間地域の特性を活かした、活力ある地域をめざして』

1) 都市基盤が充実した自然と共生したまちづくり

(1) 自然環境の保全

新市には、豊かで美しい自然環境が残されており、まちづくりを進める上で貴重な地域資源です。この貴重な自然環境を保全しながら森林や河川の整備など、自然と共生する計画的な整備が求められています。特に、秋吉台などでは、特有の自然環境が形成されていることから、これを将来にわたって残していく取り組みを行います。

〔重点事項〕

- ・河川整備・保全による親水空間の創造
- ・人が森林と親しめる緑の保全・活用

(2) 計画的な土地利用の推進

新市の秩序ある都市形成を進めるため、自然と共生する計画的な土地利用を定める必要があります。都市計画マスタープランを策定して、計画的なまちづくりを進めます。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足による農地の荒廃（遊休地化）を防止する必要があります。農業振興地域整備計画等を策定し農地の保全を図ります。

〔重点事項〕

- ・都市計画マスタープランの策定
- ・自然と調和した計画的な土地利用・農地の保全

(3) 体系的な道路網の整備

中山間地域※に位置する新市において、道路は、日常生活、経済活動に欠くことができない社会資本です。このため、新市の一体性の確保に配慮しながら、国道、県道、市道の体系的な整備・改良を行います。

〔重点事項〕

- ・観光を意識した地域の一体性を強化する体系的な道路網の整備
- ・新市北部地域の一体感を醸成する道路網の整備

(4) 公共交通の充実

公共交通の整備については、住民ニーズを反映した運行を公共交通事業者に働きかけるとともに、交通弱者にも配慮しながら新市域の主要箇所をネットワークする循環バスの運行を推進するなど、公共交通機関の充実強化を図ります。

(5) 上・下水道の整備

上水道・下水道は、市民生活や生産活動に欠かせない施設です。上水道及び簡易水道においては、水源の確保や管路の更新など施設整備を進めるとともに、未給水地区の解消にも努めます。下水道においては、処理区域の拡張に努めるとともに、下水道の計画区域外においても浄化槽や農業集落排水施設などの普及・整備に努め、生活排水処理施設の整備を推進します。

〔重点事項〕

- ・下水道・合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備

(6) 都市機能の整備

新市の都市機能の整備を図るうえでは、自然と共生する計画的な整備を行う必要があります。このため、都市計画マスタープランなど計画的な土地利用計画の策定を行い、都市計画道路の整備や街並み整備など新市にふさわしい都市機能の集積を進め、核となる拠点整備を図るなど計画的なまちづくりを推進します。

〔重点事項〕

- ・都市計画マスタープランの策定
- ・街並み、歩道整備、遊休地整備など市街地の整備

(7) 情報・通信分野の整備

情報技術(I T)の恩恵が市民に行き渡り、快適で便利な暮らしが享受できるよう、C A T V施設の整備など情報基盤の整備・充実を進めるとともに、広域連携などC A T Vの安定経営についても検討を行い、いつでも、どこでも、誰でも知りたい情報が受けられるよう、高度情報通信ネットワーク等の整備を促進し、地域内の情報格差の解消を図ります。

〔重点事項〕

- ・情報ネットワークによる情報・通信分野の充実

(8) 循環型社会をめざしたシステムの構築

地球環境保全の観点から循環型社会の構築にむけたシステムづくりを行い、省エネルギー[※]や新エネルギー[※]の導入を推進し、化石燃料のみに依存しない社会づくりを目指します。

主要施策	主要事業
自然環境の保全	秋吉台山焼き事業〔再掲〕 市有林整備事業 やまぐち森林づくりビジョンの推進 河川整備事業【県事業】 水源流域広域保全事業（治山事業）【県事業】〔再掲〕 復旧治山事業【県事業】〔再掲〕
計画的な土地利用の推進	都市計画マスタープランの策定 地籍調査事業 農業振興地域整備計画策定事業 農地流動化促進事業
体系的な道路網の整備	市道道路整備事業 都市計画道路整備事業 市道橋梁整備事業 地域高規格道路・小郡菟道路（国道490号）整備事業【県事業】 県道銭屋美祢線道路整備事業【県事業】 市道渋倉伊佐線整備事業（過疎代行）【県事業】 国道・県道道路整備事業【県事業】 国道・県道交通安全施設整備事業【県事業】〔再掲〕
公共交通の充実	バス路線維持対策事業 循環バス運行事業
上・下水道の整備	上水道施設整備事業 簡易水道施設整備事業 公共下水道事業〔再掲〕 農業集落排水資源循環統合補助事業〔再掲〕 浄化槽設置整備事業〔再掲〕
都市機能の整備	都市計画マスタープランの策定〔再掲〕 区画整理内道路整備事業 市道渋倉伊佐線整備事業（過疎代行）【県事業】〔再掲〕
情報・通信分野の整備	地域情報化計画の策定 有線テレビ高度情報化整備事業 地域イントラネット基盤施設整備事業
循環型社会をめざしたシステムの構築	地球温暖化対策推進事業 廃棄物リサイクル推進事業

2) 多様な産業と活力にあふれたまちづくり

(1) 農林業の振興

新市の基幹産業でもある農業・畜産業については、農用地の整備など生産基盤の整備を図るとともに、高齢化に伴う労働力の確保対策、担い手・後継者の育成を図りながら、消費者ニーズに対応した安全で安心な農畜産物の生産に努め、地産地消の取り組みを進めます。また、付加価値を高めるために特産品や加工品の開発に努めます。さらに、農業関連の研究機関の拠点づくりを推進し、より一層の振興を図ります。

林業については、古くから美秋林業圏を形成するなど盛んな産業でありましたが、木材価格の低下や需要の低迷、担い手不足など、林業をとりまく環境はきわめて厳しい状況にあります。そのため、森林の水源涵養機能の維持・向上や保健・休養機能などの重要性にも着目した体験・レクリエーション活動の振興も図ります。

なお、体力のある組織の育成や、耕作放棄の防止並びに農地の多面的機能の保全及び雇用の確保のため、集落営農など、農林業者の法人化を進めます。

また、農業・畜産業、林業において、地場産材の積極的活用やブランド化による活性化を図り、U・J・Iターン※を含めた担い手・後継者の確保、育成に努めます。

[重点事項]

- ・工業・商業など他産業と連携した産業整備
- ・新しい農業・林業・畜産業のありかたの追求と後継者の育成
- ・U・J・Iターン※を含めた新規就農者の育成・支援
- ・個性ある地域ブランドの確立（特産品の開発）
- ・農業関連研究機関の拠点づくり
- ・農産物の流通開発（販売・流通）の強化充実
- ・優良農地の荒廃防止、保全対策

(2) 商工業の振興

商業については、郊外型大型店の立地や地域外への消費流出が進み、中心市街地の商業が低迷しています。このため、従来の集客力を取り戻し、中心市街地の活性化を行うため、新市の拠点整備にあわせた商業機能の集積を図ります。

工業については、石炭や石灰等の鉱工業を中心に栄えてきましたが、産業構造の変化によって、旧来の産業に頼らない工業の振興策が求められています。既存企業の育成をより一層支援するとともに農林業の振興と連携して、特色ある農産加工業の開発・育成・支援に努めます。

[重点事項]

- ・中心市街地における魅力ある街づくりや商業等の活性化
- ・企業誘致、新技術開発支援・就業支援策の強化による工業の振興

(3) 企業誘致の推進

新市は、中国縦貫自動車道が横断し、さらには現在建設が進められている地域高規格道路・小郡萩道路の中国縦貫自動車道との連結が計画されているなど、高速道路網が整備されています。この地理的条件と地域特有の地下資源を活かした既存の工業団地への優良企業の誘致活動の促進と新たな先駆的企業等の誘致に向けて条件整備を行います。

また、IT産業やベンチャー企業の起業・育成を推進します。

〔重点事項〕

- ・企業誘致、新技術開発支援・就業支援策の強化による工業の振興

(4) 新産業の創出や地域ブランド開発の推進

地域産業の活性化を図るうえで、地域ブランドの確立は重要戦略のひとつです。豊かな自然環境や農業などの地域特性を活かし1.5次産業^{*}や6次産業^{*}の創出、新規技術開発支援などに努め、就業支援の強化を図ります。さらに、地産地消のもと、地域そのものの商品価値を高める「個性ある地域ブランド」の確立を進めます。

〔重点事項〕

- ・個性ある地域ブランドの確立（特産品の開発）
- ・観光と連携した地場産業の再生、1.5次産業^{*}・6次産業^{*}など新産業の創出

主要施策	主要事業
農林業の振興	農業振興地域整備計画策定事業〔再掲〕 農業生産振興対策の推進 作物振興事業 担い手育成（集落営農・法人化）支援事業 新規就農者支援対策の充実 中山間地域等直接支払交付金事業 都市と農村交流事業の推進 農業生産組織の育成 農業近代化資金等利子補給事業 農業生産基盤整備事業 畜産振興総合対策事業 市町村森林整備計画の策定 市有林整備事業〔再掲〕 有害鳥獣被害防止対策事業 森林整備地域活動支援交付金事業 やまぐち森林づくりビジョンの推進〔再掲〕 農地・水・環境保全向上対策の推進 中山間地域総合整備事業【県事業】 経営体育成基盤整備事業【県事業】 ため池等整備事業【県事業】
商工業の振興	中心市街地活性化基本計画策定事業 商工会支援 商店経営近代化支援事業 中小企業経営安定化支援事業 経済対策特別融資事業 農林加工業の振興
企業誘致の推進	企業誘致活動の強化 異業種交流事業 ベンチャー企業の育成 起業家への支援・育成
新産業の創出や地域ブランド開発の推進	観光と連携した地場産業の育成 地域特産品の開発支援 流通体制の確立 地域PRの推進 地産・地消の推進 消費拡大PRの推進

3) 交流ともてなしのまちづくり

(1) 観光の振興

新市には、世界的にも類を見ないカルスト台地「秋吉台」や「秋芳洞^{あきよしどう}」、さらに、学術的にも価値の高い「化石」や「長登銅山跡」があり、観光産業を新市の基幹産業として振興させるポテンシャル[※]は非常に高いと考えられます。観光拠点の形成とネットワーク化による広域観光ルートの形成に努め、体験型観光や学術研究を含めた長期滞在型観光への転換を図るとともに、おもてなしの心(ホスピタリティ[※])あふれる観光地づくりを進めます。

また、観光振興計画を策定し、観光施設や景観の整備、サイン計画の充実など総合的な観光振興を推進します。

[重点事項]

- ・観光を意識した地域の一体性を強化する体系的な道路網の整備
- ・滞在型や回遊型の観光地への転換と施設の整備
- ・カルスト台地を活かした体験型観光の推進

(2) ツーリズムの推進

新市の基幹産業でもある農林業との連携を深めた観光の取り組みを行い、自然の中で気軽に心をいやせる場としての体験農場などの整備を進め、グリーン・ツーリズム[※]を推進します。

また、2005年11月、「秋吉台地下水系」がラムサール条約に登録されたことを契機とし、秋吉台や森林資源などを題材に環境保全などをテーマにして、交流人口の増加を図るため、エコ・ツーリズム[※]を推進します。

[重点事項]

- ・農林畜産業と連携したグリーン・ツーリズム[※]の創造
- ・観光と連携したグリーン・ツーリズム[※]の創造
- ・秋吉台を中心としたエコ・ツーリズム[※]の創造

(3) 地域間交流・国際交流の推進

地理的、社会的環境の異なる地域に住む人々との交流は、新たな発想や地域特性の再発見など地域への誇りや愛着の醸成が図られます。そのため各地域の特性を活かしたイベントの開催などによる地域間交流を推進します

また、友好都市交流など国際交流の一層の充実に努めます。

[重点事項]

- ・国際芸術村など既存施設を活用したイベントの企画

(4) 観光サービス産業の育成

当地を訪れる観光客・交流人口に対して、農林業と連携した新しい観光資源の開発・育成や、観光サービス産業の育成など、観光産業を軸とした新しい産業の育成を推進します。

[重点事項]

- ・観光と連携した地場産業の再生
- ・1.5次産業*、6次産業*など新産業の創出
- ・高齢者の生きがいとなる交流・ふれあいの場の創出

主要施策	主要事業
観光の振興	観光振興計画の策定 観光宣伝活動の強化 観光ルート・ネットワークの開発 体験型観光施設整備事業 体験型観光農業育成支援事業 学術研究施設整備事業 観光・レクリエーション施設等整備事業 各種観光イベントの推進 県道銭屋美祢線道路整備事業【県事業】〔再掲〕
ツーリズムの推進	体験型観光農業育成支援事業〔再掲〕
地域間交流・国際交流の推進	市民海外研修事業 友好都市交流事業 国内外芸術家招待事業 地域情報発信事業 市民参加型イベント開催事業 地域イベントの開催
観光サービス産業の育成	観光と連携した地場産業の育成（再掲） 6次産業化の推進 地域資源を活かした宿泊・外食産業の育成 観光コミュニティビジネスの起業支援 観光市民ボランティアの育成

3. 『効率的で開かれた行政をめざして』

1) 市民と行政の協働のまちづくり

(1) 市民参加型まちづくりの推進

地方分権が進展するなか、自主性・自立性をもったまちづくりが求められます。また、住民のニーズやライフスタイルの多様化によって、行政に対するニーズの高まりが見られます。市民の参画による協働のまちづくりを推進し、住民の市政参加を促します。

〔重点事項〕

- ・ワークショップ*、NPO*支援など市民参加型まちづくりの推進
- ・情報公開条例等の適切な運用

(2) 地域住民活動支援の推進

地域のコミュニティ活動を支える自治会やボランティア団体との連携を図り、活動が活発に展開できるよう新たに地域通貨*やコミュニティビジネス*などが導入できるよう、住民に開かれた行政とまちづくりを推進します。

(3) 男女共同参画社会の実現

男女がお互いを尊重し、あらゆる分野で個性や能力を発揮し、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画プランを策定し、その啓発に努めます。

(4) まちづくり条例等の検討

住民に一定の役割を担ってもらうよう、市民と行政の責任を明確化する「まちづくり条例*」等の制定を目指した取り組みを行います。

〔重点事項〕

- ・まちづくり条例*等の検討

主要施策	主要事業
市民参加型まちづくりの推進	情報公開の推進 ワークショップの開催 NPOの育成・活動支援 市民活動支援体制の整備
地域住民活動支援の推進	ボランティア団体の育成 地域活性化団体の育成・支援 地区集会所建設補助 地域コミュニティの育成
男女共同参画社会の実現	男女共同参画プランの策定 男女共同参画推進事業
まちづくり条例等の検討	各種審議会、協議会の充実

2) 健全な財政と効率的な行政によるまちづくり

(1) 経営感覚を持った健全な財政運営の推進

少子高齢化や経済情勢による税収の悪化や国の行財政改革によって財政状況は硬直化するとともに、行政ニーズの多様化による財源の必要性が高まってきます。このような事態に対応するため、新市においては経営感覚に基づいた行財政の効率化・合理化を図り、財政基盤の強化に積極的に取り組みます。

また、PDCAサイクル*などの、施策の進行管理を行い、効果的効率的な行財政運営を行うため、行政評価システムの導入を図ります。

[重点事項]

- ・経営感覚を持った健全な財政運営

(2) 効率的できめ細かな行政サービスの推進

地方分権社会にふさわしく、新しい時代の要請に応じて柔軟に対応できる行政システム(行政機構)づくりを行い、高度情報システムの導入による効率化や情報ネットワークによって身近な場所で行政手続きが可能になるような利便性を向上させ、国、県等の機関も含めた新市が一体となったきめ細かな行政サービスの実現を図ります。

また、職員の研修等により資質向上を図るとともに、幅広い分野において専門的人材の活用を検討します。

[重点事項]

- ・行政システムの充実によるきめ細かなサービスの実現
- ・高度情報システム導入及び省力化によるサービスの効率化

(3) ニーズに合う弾力的な機構改革の推進

住民サービスの低下をきたさないよう、市民の多様なニーズや社会情勢の変化に対応できる既存組織の改革を行うとともに、議員定数減への取り組みや、退職勧奨等による行政職員数の削減及び適正な効率のよい人員の配置に努め、新たなシステムのあり方についても検討します。

[重点事項]

- ・観光専門部署の設置や人口定住のための調整課など、時代のニーズに合う弾力的な機構改革

(4) 行政サービスにおける民間活力の導入の推進

立地が決定している国の美祢社会復帰促進センターを先導的事例としたPFI*の導入やサービスの民間委託(アウトソーシング*)を含めた導入可能性の検討を行い、民間活力の導入を推進します。

既存公共施設などの管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度*の活用を推進します。

[重点事項]

- ・PFI*、民間委託をはじめとした民間活力の導入

主要施策	主要事業
経営感覚を持った健全な財政運営の推進	行政評価システム導入の検討 行財政改革の推進 特別会計事業の健全化 自主財源の安定確保
効率的できめ細かな行政サービスの推進	本庁舎・総合支所等庁舎整備事業 ワンストップサービス事業の推進 電算処理システムの高度化 住民基本台帳ネットワークシステムの運用 電子自治体の推進
ニーズに合う弾力的な機構改革の推進	行政改革大綱の策定 定員適正化計画策定事業 行政組織・機構の整備
行政サービスにおける民間活力の導入の推進	P F I [*] 導入可能性調査の実施 アウトソーシング [*] 可能性調査の実施 指定管理者制度 [*] の活用

※ なお、本計画で引用する「美祢市 新市基本計画」に掲げる本庁舎・総合支所等庁舎整備事業のうち、本庁舎整備事業については、令和3年度に実施設計に着手しており、令和6年度の完了を予定、美東総合支所整備事業については、令和4年度に実施設計に着手しており、令和7年度の完了を予定、秋芳総合支所整備事業については、令和4年度に実施設計に着手しており、令和8年度の完了を予定しています。

第6章 公共施設の適正配置

公共施設の統合整備と適正配置については、「美祢市公共施設等総合管理計画基本方針」（平成29年3月策定）に基づき住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス、財政状況等を考慮しながら検討していきます。

検討にあたっては、行財政の効率化を基本としながら、既存公共施設の整備・配置状況や利用状況を踏まえ、公共施設の有効利用を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

新たな公共施設についても、新市の建設を進めていくなかで、住民福祉の向上に配慮しながら、適正な配置や整備を検討していきます。

合併時における新市の組織は、現在の美祢市役所を本庁とし、美東町役場及び秋芳町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き、従前と同様の住民サービスを提供する総合支所とします。そのため、電算システムの統合とネットワーク化を行い、行政の情報化を進め、行政機能の高度化を図ります。また、出先機関については、原則として存続させるとともに、秋吉台周辺の観光施設を一元的に管理運営する機関を設置します。

なお、新市のまちづくりに大きな影響がある新たな公共施設の建設について、美祢市本庁舎整備検討委員会等を設置し、住民福祉の向上や財政運営に配慮しながら、適正な配置や整備を検討していきます。

第7章 財政計画

財政計画は、新市における 15 年間の財政運営上の指針として、歳入・歳出を各科目ごとに、過去の実績や現在の経済情勢等を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。

具体的には、平成 20 年度から令和 3 年度までは決算額、令和 4 年度以降は計画変更時点における見込額です。

作成にあたっては、堅実な財政運営を基調とし、合併に伴う行政サービス・住民負担の格差是正のための経費や主な節減経費等を反映させるとともに、国・県の財政支援措置等を勘案して作成しています。

【歳 入】

(1) 地方税

過去の実績を基に、今後の人口の推移による影響を踏まえて推計しています。

(2) 地方交付税

現行の交付税制度を基本に、交付税総額の推移、人口の推移の影響等を考慮して推計しています。

(3) 分担金・負担金、使用料及び手数料

過去の実績を基に推計しています。

(4) 国庫支出金・県支出金

過去の実績を基に推計しています。

(5) 地方債

普通建設事業費の財源として、現行の地方債制度を基に、過去の実績及び今後の事業見込を考慮して推計しています。

(6) その他

地方譲与税、各種交付金、財産収入、諸収入等を、過去の実績及び制度改正を勘案して見込んでいます。

【歳 出】

(1) 人件費

一般職員分は、定員管理計画（令和4年3月策定）に基づき職員数の適正管理を図るとともに、定年延長及び会計任用職員制度の影響等を考慮し、推計しています。

特別職等については、現行の職員構成で推計しています。

(2) 扶助費

過去の実績を基に、今後の高齢者人口の推計値等を考慮し推計しています。

(3) 公債費

既に発行した地方債に対する償還予定額に、新たに発行する地方債に係る償還見込額を加算して推計しています。

(4) 物件費

過去の実績を基に、類似団体を参考とした経費削減効果額を見込んで推計しています。

(5) 補助費等

病院及び上下水道会計への補助費等は、各会計の収支計画に基づき推計しています。その他の補助費等については、過去の実績を基に、推計しています。

(6) 積立金

積立金については、基金の設置目的に適する事業へ柔軟に対応することを見込んで推計しています。

(7) 繰出金

国民健康保険事業・介護保険事業等への繰出金を見込んでいます。

(8) 普通建設事業費

過去の実績を考慮し、現行の補助制度や地方債制度を基本として推計しています。

(9) その他

維持補修費、投資及び出資金等、過去の実績を基に推計しています。

【歳入】

(単位:百万円)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地方税	3,493	3,414	3,406	3,404	3,320	3,353	3,448	3,473	3,262	3,284	3,296	3,444	3,439	3,434	3,580	3,613	3,566	3,553	3,541
地方譲与税	247	231	224	175	163	156	149	156	155	155	156	180	207	210	228	210	210	210	210
利子割交付金	15	12	13	12	8	8	8	7	4	7	7	4	4	4	4	4	4	4	4
配当割交付金	5	4	5	6	6	12	21	15	9	13	10	11	10	14	11	14	14	14	14
株式等譲渡所得割交付金	2	2	2	1	1	16	11	15	5	14	9	6	11	16	12	16	16	16	16
地方消費税交付金	246	254	254	253	253	250	304	520	458	460	480	454	552	590	592	590	590	590	590
ゴルフ場利用税交付金	38	41	39	35	34	34	31	17	16	16	14	15	15	16	15	16	16	16	16
自動車取得税交付金	110	76	63	46	57	43	21	36	36	50	54	28	0	0	0				
自動車税環境性能割交付金												8	16	15	15	15	15	15	15
法人事業税交付金													19	43	45	43	43	43	43
地方特例交付金	31	50	82	60	7	8	7	7	7	7	8	39	18	56	9	9	9	9	9
地方交付税	7,220	7,403	7,686	7,642	7,599	7,503	7,143	7,120	6,763	6,575	6,529	6,464	6,367	6,767	6,513	6,376	6,263	6,154	6,035
交通安全対策特別交付金	6	6	6	6	6	5	4	5	5	4	4	3	4	3	4	3	3	3	3
分担金及び負担金	143	127	118	118	103	103	91	70	76	67	64	60	46	54	64	57	57	57	57
使用料及び手数料	438	437	437	429	438	439	421	393	390	388	387	370	329	331	346	362	362	362	362
国庫支出金	1,501	1,863	2,373	2,053	1,737	1,282	1,206	1,564	1,602	1,942	1,501	1,578	4,760	2,499	2,459	2,089	1,834	1,911	1,510
県支出金	1,241	1,350	1,340	1,860	1,034	1,208	1,016	1,159	1,160	1,216	1,136	1,196	1,150	1,245	1,339	1,207	1,203	1,199	1,196
財産収入	23	28	30	21	26	57	44	49	54	72	48	47	56	120	52	64	64	64	64
寄附金	7	6	28	23	19	11	89	122	77	60	63	61	35	36	49	48	53	59	64
繰入金	16	140	155	92	39	18	61	70	75	162	1,157	89	31	54	394	642	294	316	263
諸収入	223	218	189	204	382	193	243	259	235	267	198	309	258	378	362	278	278	278	278
地方債	1,640	1,466	2,063	1,644	3,816	1,567	1,456	1,386	1,185	2,399	1,037	976	2,070	1,201	2,778	5,646	2,695	1,966	1,108
歳入合計	16,645	17,128	18,513	18,084	19,048	16,266	15,774	16,443	15,574	17,158	16,158	15,342	19,397	17,086	18,871	21,302	17,589	16,839	15,398

【歳出】

(単位:百万円)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
人件費	3,759	3,671	3,625	3,456	3,300	3,321	3,113	2,969	2,886	2,766	2,787	2,824	3,093	3,213	3,200	3,064	3,232	3,043	3,169
扶助費	1,501	1,596	1,964	1,937	1,983	1,980	2,076	2,269	2,375	2,358	2,283	2,297	2,183	2,617	2,209	2,092	2,071	2,050	2,029
公債費	2,573	2,553	2,310	2,190	2,156	2,226	2,194	2,121	2,103	2,081	2,901	1,719	1,693	1,628	1,747	1,717	1,633	1,552	1,542
物件費	1,946	1,971	2,018	2,003	1,974	2,050	2,267	2,264	2,244	2,241	2,376	2,431	2,355	2,526	3,120	2,209	2,187	2,165	2,144
維持補修費	92	99	98	114	102	113	97	115	129	118	125	120	132	153	118	132	132	132	132
補助費等	2,305	3,065	2,565	2,840	4,777	2,643	2,556	2,773	2,627	2,399	2,421	2,437	5,397	2,841	3,136	2,497	2,471	2,467	2,464
積立金	223	580	55	725	654	924	1017	635	400	138	185	92	112	505	69	288	153	287	161
繰出金	1,345	1,405	1,498	1,478	1,432	1,474	1,507	1,552	1,542	1,554	1,555	1,540	1,441	1,447	1,472	1,467	1,473	1,469	1,475
投資、出資金及び貸付金	24	57	61	98	106	108	69	147	177	347	346	406	458	513	466	342	315	298	287
投資的経費	1988	2582	3843	3403	2494	1540	1172	1368	1504	3035	1,305	1,476	2,583	1,423	3,673	7,494	3,922	3,376	1,995
うち、普通建設事業費	1,979	2,211	2,002	1,438	2,226	1,461	1,162	1,186	1,256	2,992	990	1,303	2,444	1,269	3,367	7,247	3,775	3,230	1,847
歳出合計	15,756	17,579	18,037	18,244	18,978	16,379	16,068	16,213	15,987	17,037	16,284	15,342	19,447	16,866	19,210	21,302	17,589	16,839	15,398

基金残高

基金総額	2,125	2,574	2,489	3,140	3,771	4,694	5,655	6,276	6,606	6,586	5,619	5,628	5,713	6,169	5,846	5,492	5,351	5,321	5,269
財政調整基金	757	759	760	1,080	1,361	1,862	2,444	2,445	2,445	2,446	2,450	2,451	2,452	2,726	2,689	2,750	2,844	2,875	2,901
減債基金	198	449	449	700	900	1,197	1,297	1,298	1,298	1,357	286	287	287	404	403	403	403	403	403
その他特目基金	1,170	1,366	1,280	1,360	1,510	1,635	1,914	2,533	2,863	2,783	2,883	2,890	2,974	3,039	2,754	2,339	2,104	2,043	1,965

参考 用語解説

用語	説明
スプロール	無計画に虫食い状に立地が進むこと。
バリアフリー	高齢者や障害者などが社会参加する上での障害（バリア）を除去し、社会参加が容易になる環境づくりを目標とする考え方。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方。
マンパワー	労働力。仕事などに投入できる人的資源。
中山間地域	平野の周辺部から山間部に至る、まとまった耕地が少ない地域（農業白書）。
NPO	「Non Profit Organization」の略称。「民間非営利団体」「非営利組織」などと訳される。営利を目的とせず、社会貢献を目的として活動する民間の団体のことをいいます。市民を主体として、まちづくり、環境保護、福祉等の担い手として活動する。NPO法人は、特定非営利活動促進法（NPO法）の規定によって成立した団体のことをいう。
省エネルギー	石油・ガス・電力などエネルギー資源の効率的利用を図ること。
新エネルギー	太陽光・風力・バイオマスなど化石燃料に頼らない新たなエネルギー資源。
1.5次産業	高級野菜や花卉などでは湿度・温度、日照時間、養分などを管理し、製造業化するなど、1次産業と2次産業が融合した新産業創出の意味。
6次産業	1次産業（農林水産業）が単に生産だけでなく「生産・加工・販売・交流産業、さらに生活者」との連携・提携による農林水産業経営の複合化・多角化を進めることで、農林水産業経営を持続的に発展させていこうという取り組み。 1次産業＋2次産業＋3次産業＝6次産業。
ポテンシャル	潜在的な力。可能性としての力の意味。
ホスピタリティ	「好意と誠意」。「好意」とは、相手がこちらからの好意を感じるという意味。「誠意」とは、相手がこちらからの誠意を感じるという意味。
グリーン・ツーリズム	農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅
エコ・ツーリズム	エコ・ツーリズムとは、自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光のこと。観光によって資源が損なわれないよう、適切な管理、保護・保全をはかり、魅力的な地域資源が守られていくことを目的とする。
ワークショップ	参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会や参加者が自主的活動方式で行う講習会。

用語	説明
地域通貨	互いに助けられ支え合うサービスや行為を、時間や点数、地域やグループ独自の紙券などに置き換え、これを「通貨」としてサービスやモノと交換して循環させるシステム。
コミュニティビジネス	市民が主体となって地域の問題に取り組み、課題を解決してゆくビジネスのことで、市民が主体となって、自主的に地域の多様なニーズを満たす市民主体の小規模ビジネス。
P D C A サイクル	P D C A サイクルとは、Plan (計画) ⇒ Do (実施・実行) ⇒ Check (点検・評価) ⇒ Action (処置・改善) という流れを示す。 Plan (従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する)、Do (計画に沿って業務を行う)、Check (業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する)、action (実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする)、といったこの四段階を順次行って繰り返すことで、継続的な業務改善をしてゆくこと。
P F I	「Private Finance Initiative」の略称。民間資金を活用した社会資本整備。道路や上・下水道など公共施設の建設・運営を民間企業が行い、国や地方自治体はその対価を支払う。財政負担抑制やサービス向上等を目的とする。 平成11年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法令」(P F I 法)が制定され、多くの全国の自治体や国等において計画・実施されています。
アウトソーシング	業務を外注すること。特に、情報通信システムの設計・運用・保守を企業外の専門業者に全面的に委託すること。資源の有効活用、費用の削減をめざして行われる。
指定管理者制度	これまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を株式会社・民間業者などの団体にもさせることができるというもの。
リーディング産業	国や地域の経済成長を担う牽引車的役割を果たす産業。
まちづくり条例	住民みずからが、自分たちの住む地域の目標とする将来像を描き、それに基づくまちづくりのルールやかかわりを自主的に定めるための手続きを定めた条例。
U・J・Iターン	Uターンは、地方から都会などへ転出して、再び出身地に戻ることに。Jターンは、出身地にUターンするのではなく、その途中で地点に住み着くこと。Iターンは、出身地以外の地域から流入して住み着くこと。

美祢市・美東町・秋芳町合併協議会

平成19年3月

〒759-2212 山口県美祢市大嶺町東分 315-11

TEL : (0837) 54-1401 FAX : (0837) 52-1035

<http://www.mine-gappei.ecent.jp/>

E-mail : mine-gappei@mine-gappei.ecnet.jp

